

有田川町障害者計画・
有田川町第6期障害福祉計画及び
第2期障害児福祉計画

令和3年3月

有田川町

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 他計画との関連.....	3
第2章 本町の現状と課題.....	4
1 統計データからみる現状.....	4
2 障害福祉サービス等の実施状況.....	11
3 各種調査結果からみる現状と課題.....	27
第3章 計画の基本的な考え方.....	32
1 基本理念.....	32
2 基本原則.....	33
3 各分野に共通する視点.....	34
4 施策の体系.....	35
第4章 障害者計画.....	36
1 相互理解の促進.....	36
2 住み慣れた地域で暮らし続けるための支援体制の整備.....	40
3 自立した生活・社会参加に向けた支援.....	47
4 安心して暮らせる生活環境の整備.....	50
第5章 第6期障害福祉計画.....	55
1 成果目標.....	55
2 障害福祉サービスの見込量と確保方策.....	60
3 地域生活支援事業の見込量と確保方策.....	64
4 その他活動指標.....	71
第6章 第2期障害児福祉計画.....	75
1 成果目標.....	75
2 障害児福祉サービスの見込量と確保方策.....	77
第7章 推進体制.....	78
1 地域住民・事業者・行政の協働による計画の推進.....	78
2 一人ひとりの障害特性に沿った相談・支援体制の実施.....	78
3 計画の管理と評価.....	78

資料編.....	79
1 有田川町障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会設置要綱.....	79
2 有田川町障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会委員名簿.....	81
3 計画策定の経過.....	82
4 用語集.....	83

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

有田川町(以下、「本町」とする。)では、平成 27 年に「有田川町障害者計画」、平成 30 年に「有田川町第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」を策定し、障害のある人が地域において安心して暮らすことのできる共生社会をめざして、障害者施策の推進に取り組んできました。

この間、国では平成 28 年に「障害者差別解消法」「成年後見制度利用促進法」が施行され、障害のある人に対する理解促進や権利擁護に関する施策の推進が図られてきました。さらに平成 30 年の「障害者文化芸術推進法」、令和元年の「読書バリアフリー法」の施行、「障害者雇用促進法」の改正等に基づき、障害のある人の文化芸術活動の推進、就労の促進等が図られてきました。

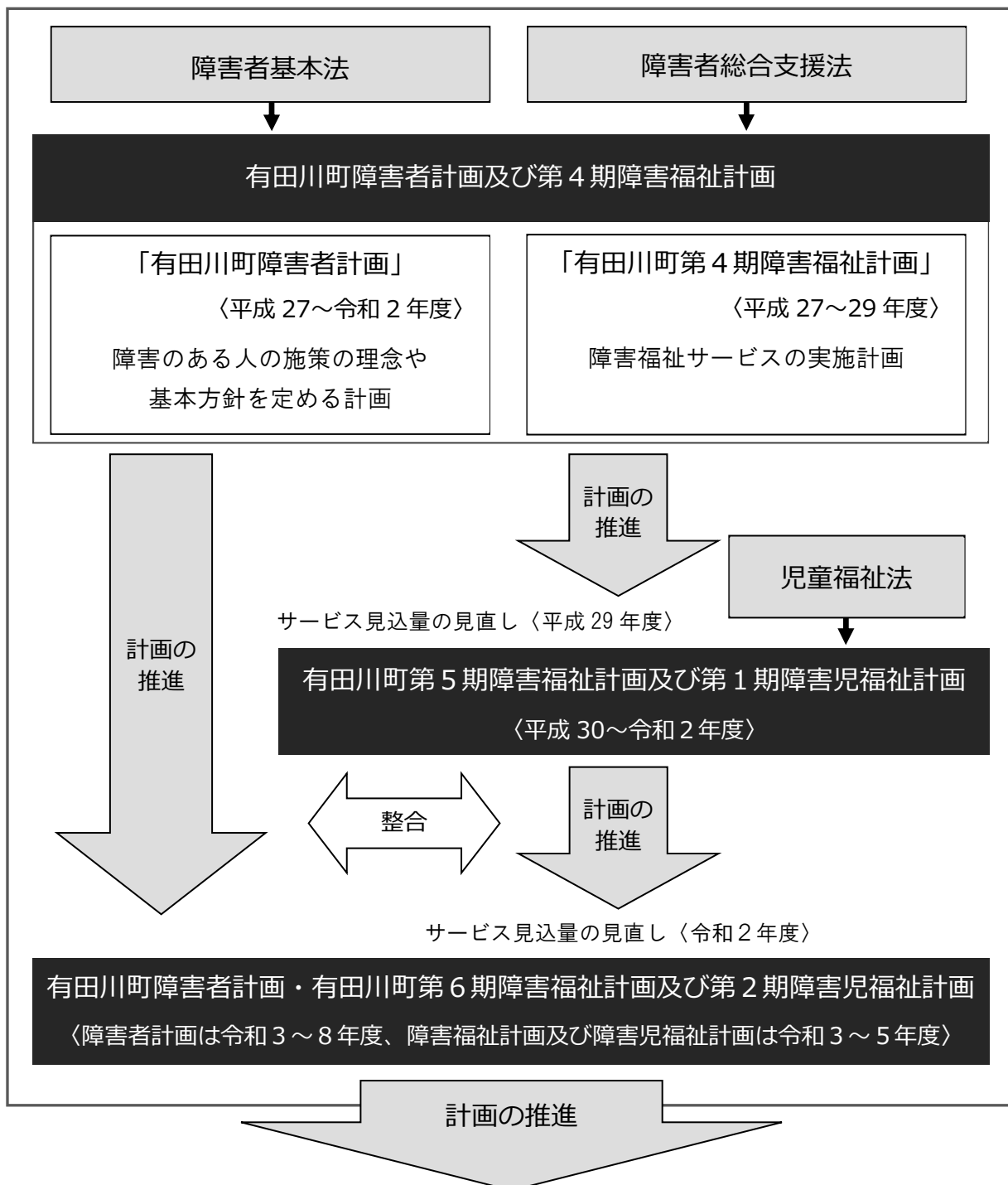
また、これからの地域のあり方として、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現が掲げられました。

このたび、「有田川町障害者計画」「有田川町第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」(以下、「前回計画」とする。)の計画期間がともに令和2年度をもって終了することから、国の制度改正や本町の障害者施策の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、新たに「有田川町障害者計画」「有田川町第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」(以下、「本計画」とする。)を策定します。

2 計画の位置づけ

「有田川町障害者計画」は、「障害者基本法」第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」であり、本町における障害者施策の基本的な理念や方向性を定める計画です。

「有田川町第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画」は、「障害者総合支援法」第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」及び「児童福祉法」第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、本町における障害福祉サービス及び障害児通所支援等の必要な見込量を確保するための方策等を示す計画です。



3 計画の期間

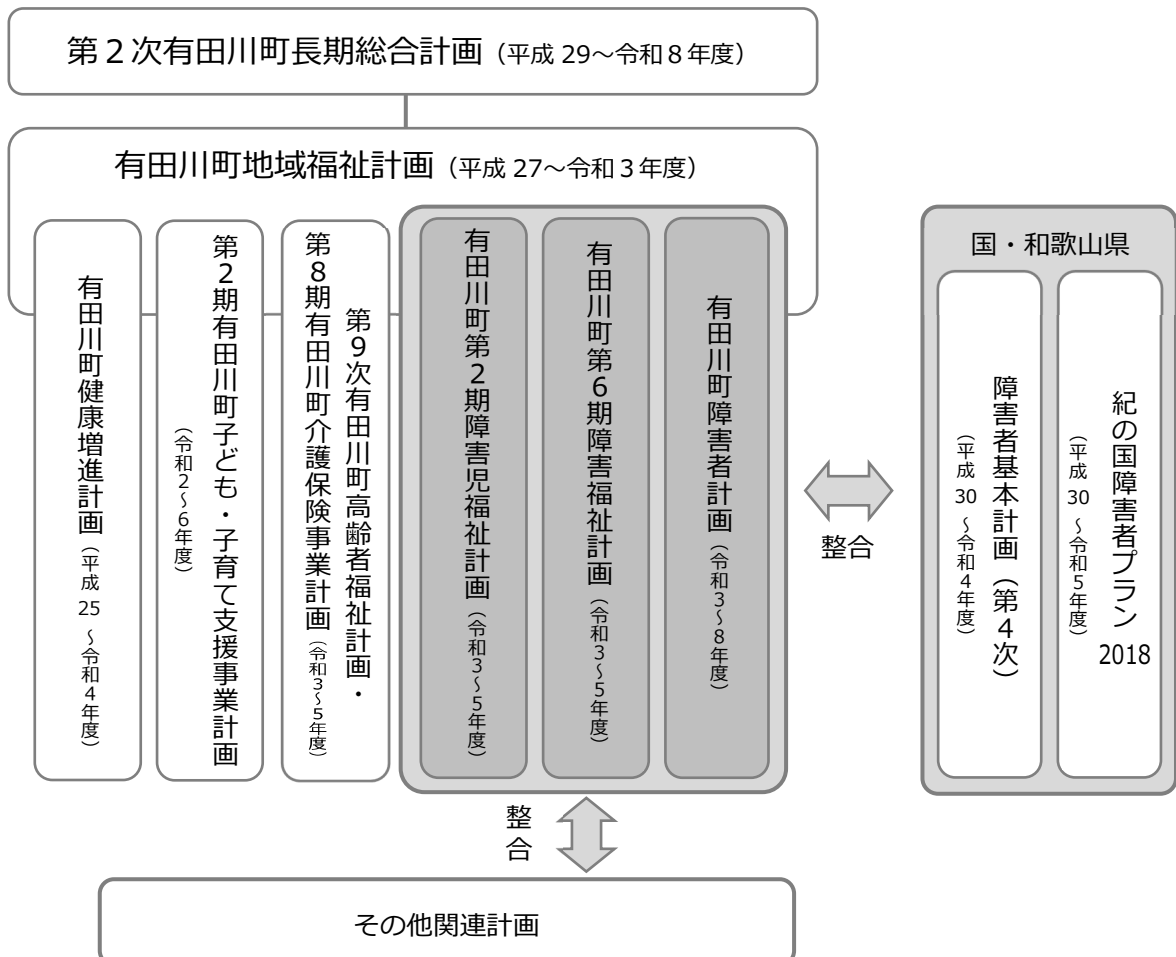
「有田川町障害者計画」の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間です。

「有田川町第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
障害者計画	有田川町障害者計画（令和3～8年度）					
障害福祉計画	第6期（令和3～5年度）			第7期（令和6～8年度）		
障害児福祉計画	第2期（令和3～5年度）			第3期（令和6～8年度）		

4 他計画との関連

本計画は、国や和歌山県の計画、町の最上位計画である「有田川町長期総合計画」、福祉関連計画の上位計画である「有田川町地域福祉計画」や福祉関連計画、その他関連計画と整合を図り、策定します。



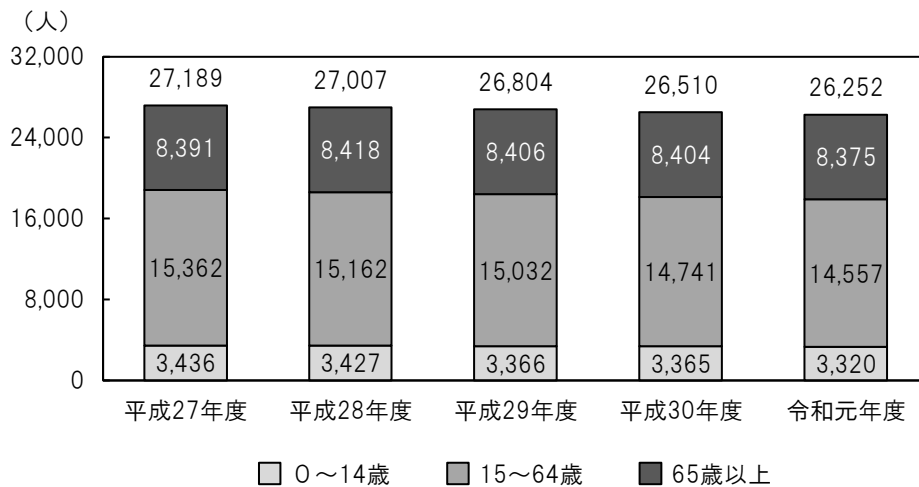
第2章 本町の現状と課題

1 統計データからみる現状

(1) 人口の状況

総人口は減少傾向となっており、令和元年度で 26,252 人と平成 27 年度に比べて 937 人減少しています。

■ 総人口の推移

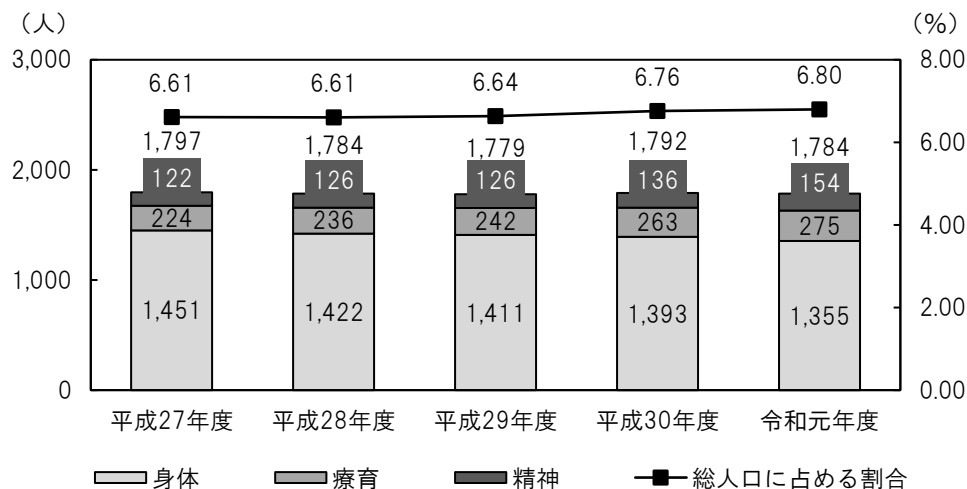


資料：有田川町住民基本台帳人口（各年度末現在）

(2) 障害のある人の状況

手帳所持者数は増減を繰り返していますが、総人口に占める割合をみると、平成 28 年度以降増加傾向となっています。

■障害者手帳所持者数の推移



資料：やすらぎ福祉課（各年度末現在）

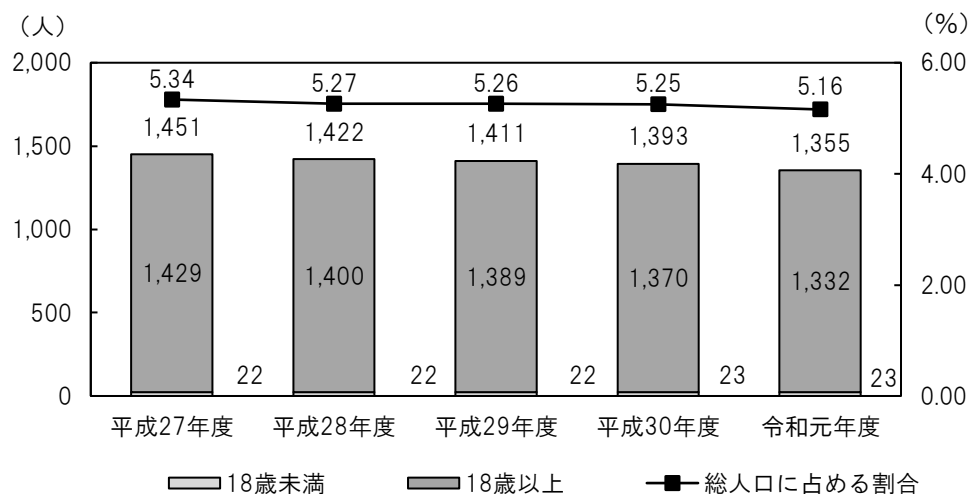
①身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数は減少傾向となっており、令和元年度で 1,355 人と平成 27 年度に比べて 96 人減少しています。

年齢別にみると、18 歳未満は横ばい、18 歳以上は減少傾向となっています。

総人口に占める割合をみると、平成 27 年度以降減少傾向となっています。

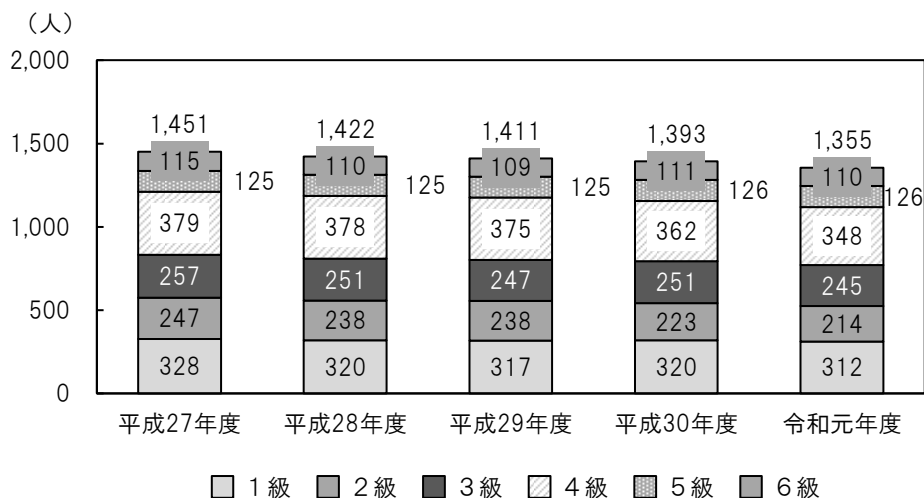
■身体障害者手帳所持者数（年齢別）の推移



資料：やすらぎ福祉課（各年度末現在）

等級別にみると、5級を除くすべての等級で減少傾向となっています。

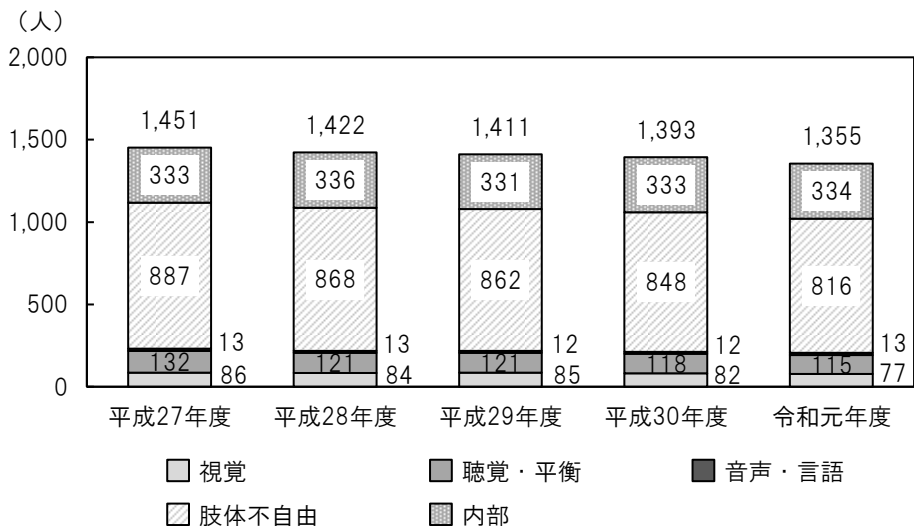
■身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移



資料：やすらぎ福祉課（各年度末現在）

障害種類別にみると、音声・言語は横ばい、内部は増減を繰り返して推移しており、その他の種類については、減少傾向となっています。

■身体障害者手帳所持者数（障害種類別）の推移



資料：やすらぎ福祉課（各年度末現在）

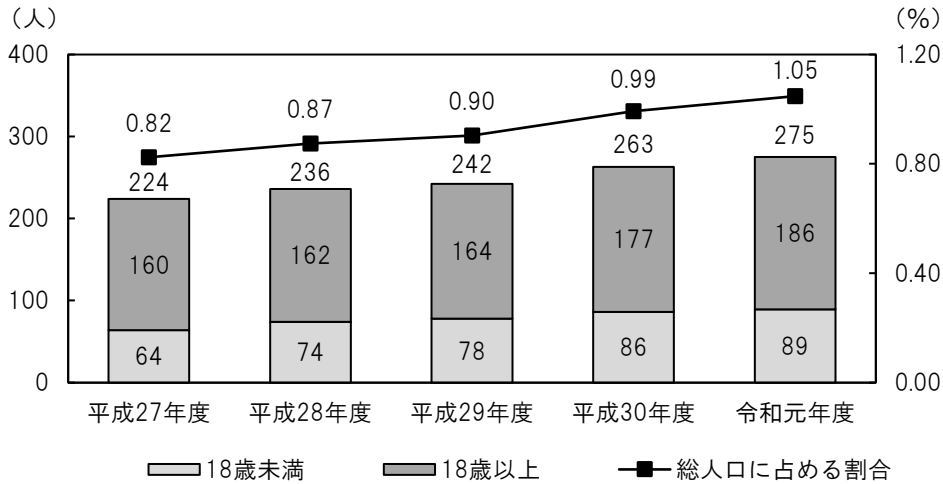
②療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は増加傾向となっており、令和元年度で275人と平成27年度に比べて51人増加しています。

年齢別にみると、18歳未満、18歳以上ともに増加傾向となっています。

総人口に占める割合をみると、平成27年度以降増加傾向となっています。

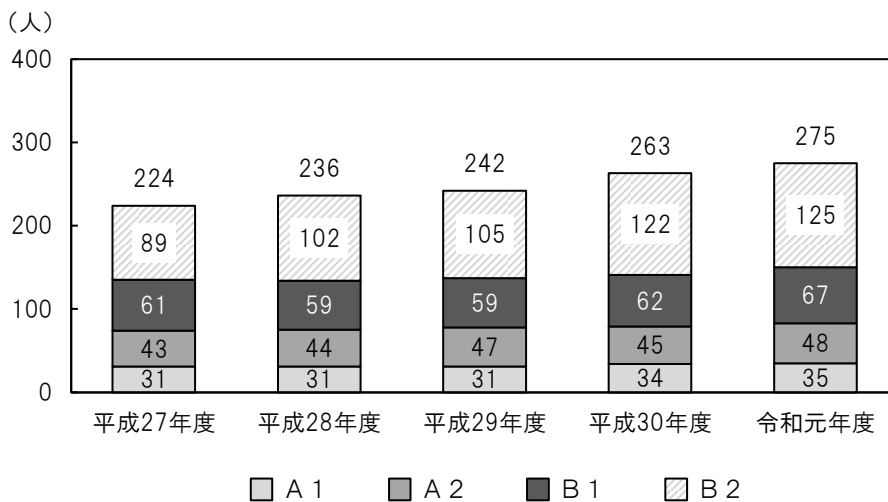
■療育手帳所持者数（年齢別）の推移



資料：やすらぎ福祉課（各年度末現在）

等級別にみると、すべての等級で増加傾向となっており、特にB2については令和元年度で125人と平成27年度に比べて36人増加しています。

■療育手帳所持者数（等級別）の推移



資料：やすらぎ福祉課（各年度末現在）

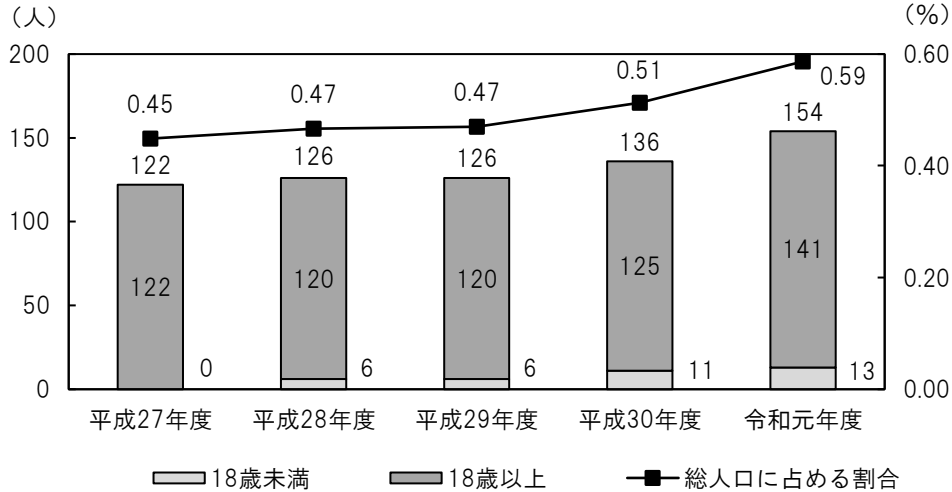
③精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向となっており、令和元年度で154人と平成27年度に比べて32人増加しています。

年齢別にみると、18歳未満、18歳以上ともに増加傾向となっています。

総人口に占める割合をみると、平成27年度以降増加傾向となっています。

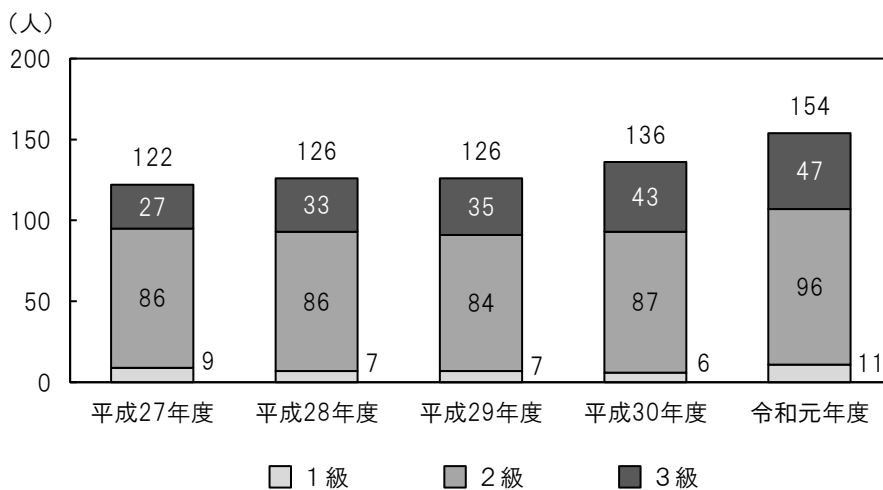
■精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢別）の推移



資料：やすらぎ福祉課（各年度末現在）

等級別にみると、すべての等級で増加傾向となっており、特に3級については令和元年度で47人と平成27年度に比べて20人増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移

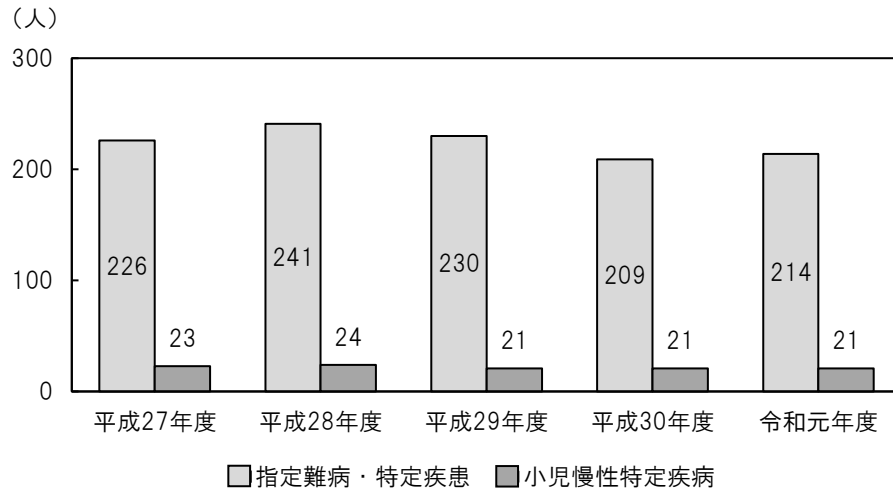


資料：やすらぎ福祉課（各年度末現在）

④難病等の状況

指定難病・特定疾患の患者数は平成 28 年度以降減少傾向でしたが、令和元年度に増加しています。

■ 指定難病患者数等の推移



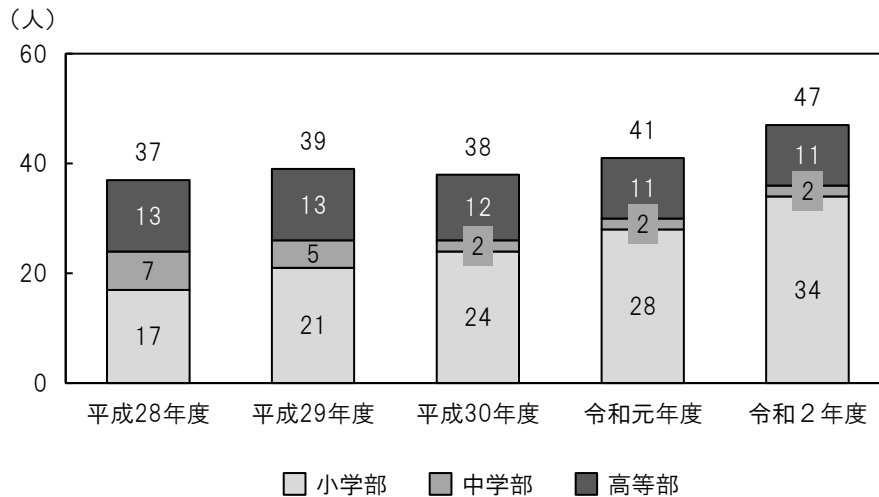
資料：湯浅保健所（各年度末現在）

⑤支援の必要な子どもの状況

特別支援学校在籍者数は増加傾向となっており、令和2年度で47人と平成28年度に比べて10人増加しています。

学校別にみると、小学部は増加傾向、中学部、高等部は減少傾向となっています。

■特別支援学校在籍者数の推移

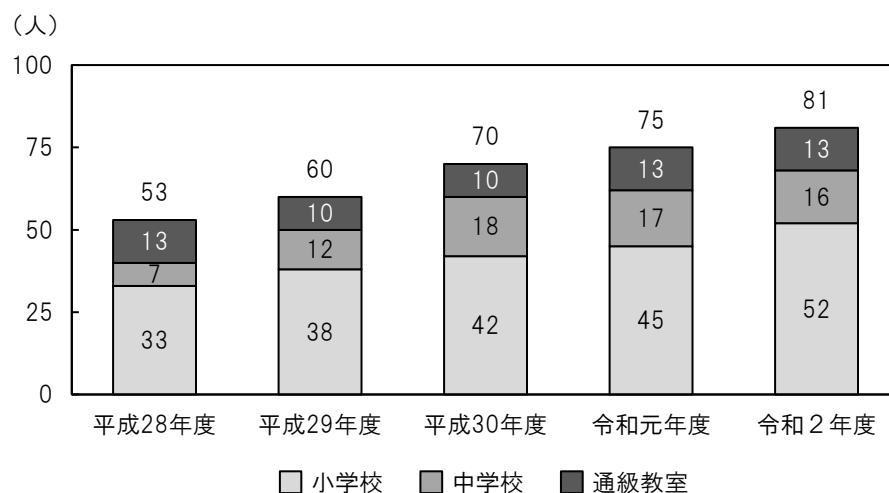


資料：こども教育課（各年度末現在、令和2年度は6月末現在）

特別支援学級在籍者数は増加傾向となっており、令和2年度で81人と平成28年度に比べて28人増加しています。

学校別にみると、小学校、中学校は増加傾向、通級教室は横ばいとなっています。

■特別支援学級在籍者数の推移



資料：こども教育課（各年度末現在、令和2年度は6月末現在）

2 障害福祉サービス等の実施状況

(1) 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画における成果目標の達成状況

①福祉施設入所者の地域生活への移行促進

令和元年度末時点で、地域生活への移行者数は1人、施設入所者の削減数は0人となっており、目標に届かない実績となっています。

項目	目標	実績
施設入所者の地域生活への移行者数（人）	2	1
施設入所者の削減数（人）	1	0

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

医療機関や訪問看護事業者、障害福祉サービス事業所、相談支援事業者等の関係者による協議の場の設置については、令和元年度末時点で未設置となっています。

項目	目標	実績
協議の場の設置数（か所）	1	0

③地域生活支援拠点等の整備

令和元年度末時点で、有田圏域内での地域生活支援拠点等は未設置となっています。

項目	目標	実績
地域生活支援拠点等の整備数（か所）	1	0

④福祉施設から一般就労への移行促進

令和元年度末時点で、福祉施設から一般就労への移行者数は4人となっており、目標を達成しています。一方、就労移行支援事業の利用者数は2人となっており、目標に届かない実績となっています。

就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合については、圏域内に就労移行支援事業所がないため、目標・実績ともにありません。

就労定着支援の定着率については、就労定着支援事業のサービス利用者がいなかったため、実績なしとなっています。

項目	目標	実績
福祉施設から一般就労への移行者数（人）	1	4
就労移行支援事業の利用者数（人）	3	2
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合（％）	—	—
就労定着支援1年後定着率（％）	80％	—※

※サービス利用者なし

⑤障害児支援の提供体制の整備等

令和元年度末時点で、児童発達支援センターは2か所、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所は各1か所となっています。

保育所等訪問支援の実施体制及び医療的ケア児支援の協議の場については、設置されており、目標を達成しています。

項目	目標	実績
児童発達支援センターの設置数（か所）	1	2
保育所等訪問支援の実施体制の構築（構築の有無）	有	有
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所（か所）	各1	各1
医療的ケア児支援の協議の場（設置の有無）	有	有

(2) 障害福祉サービスの実績

①訪問系サービス（1月当たり）

サービス名	内容
居宅介護	障害支援区分1以上（子どもはこれに相当する心身の状態）の人に、自宅で入浴・排泄・食事等の介護を行います。
重度訪問介護	障害支援区分4以上であって、二肢以上の麻痺等の重度の障害があるなど、常に介護が必要な人に、自宅で身体介護や家事援助、外出時の移動の支援を行います。
同行援護	視覚障害により、移動・外出に著しい困難を有する人に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護、その他外出する際の必要な援助を行います。身体介護を伴う場合は、障害支援区分2以上の人等が対象となります。
行動援護	障害支援区分3以上（子どもはこれに相当する心身の状態）であって、知的または精神の障害により行動が困難で、常に介護が必要な人に、行動や外出時の危険回避や排泄・食事・移動中の介護を行います。
重度障害者等包括支援	障害支援区分6（子どもはこれに相当する心身の状態）であって、意思疎通困難や四肢麻痺で寝たきり（気管切開・人工呼吸器使用者または最重度知的障害者）等、常に介護が必要な人の中でも、特にその介護の必要性が高い場合に、居宅介護やその他複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。

訪問系サービスについてみると、利用時間は計画値を下回っていますが、利用人数はほぼ計画通りで推移しています。

単位：上段 時間、下段 人（実利用人数）

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	703	541	749	507	799	532
行動援護 重度障害者等包括支援	45	42	48	46	51	46

※令和2年度は4月から9月までの実績をもとに見込みを算出。

②日中活動系サービス（1月当たり）

サービス名	内容
生活介護	障害支援区分3以上（50歳以上は障害支援区分2以上）で常に介護が必要な人に、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会提供等の支援を行います。
自立訓練 （機能訓練）	入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行等を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な人、また、特別支援学校を卒業し、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復等の支援が必要な身体障害のある人に対し、自立した日常生活または社会生活ができるよう、身体機能の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
自立訓練 （生活訓練）	入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行等を図るうえで、生活能力の維持・向上等の支援が必要な人、また、特別支援学校を卒業し、継続した通院により、症状が安定している知的障害、精神障害のある人に対し、自立した日常生活または社会生活ができるよう、生活能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
就労移行支援	65歳未満の就労等を希望する人に、一定期間における生産活動、求職活動や職場体験等の機会の提供及び就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行い、一般就労への支援を行います。
就労継続支援 （A型）	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である人に対し、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供を行うとともに、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
就労継続支援 （B型）	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である人に対し、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供を行うとともに、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
就労定着支援	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話等の支援を行います。
短期入所（福祉型）	居宅で介護を行う人の疾病等の理由により、必要な介護を受けることができないため、障害者支援施設に短期間入所する必要がある障害のある人に、入浴、排泄、食事の介護等の必要な支援を行います。
短期入所（医療型）	居宅で介護を行う人の疾病等の理由により、必要な介護を受けることができないため、病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所する必要がある障害のある人に、入浴、排泄、食事の介護等の必要な支援を行います。

年度によって利用実績にばらつきはみられますが、生活介護については平成30年度・令和元年度ともに実績値が計画値を上回っています。就労継続支援（A型）については平成30年度・令和元年度ともに実績値が計画値を下回っています。

単位：上段 人日（利用人数×利用日数）分、下段 人（実利用人数）
就労定着支援、療養介護については、人（実利用人数）

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
生活介護	875	900	907	910	917	908
	46	51	47	51	48	50
自立訓練（機能訓練）	20	14	20	28	20	1
	1	2	1	3	1	1
自立訓練（生活訓練）	65	31	65	8	65	29
	3	4	3	1	3	2
就労移行支援	40	26	40	19	59	31
	2	5	2	1	3	2
就労継続支援（A型）	365	289	387	234	408	116
	17	14	18	11	19	6
就労継続支援（B型）	1,086	1,042	1,161	1,205	1,236	1,324
	58	59	62	64	66	73
就労定着支援	0	0	1	0	1	0
療養介護	8	7	8	7	9	7
短期入所（福祉型）	95	101	103	90	111	77
	6	9	6	9	7	6
短期入所（医療型）	27	21	27	16	27	7
	4	5	4	4	4	1

※令和2年度は4月から9月までの実績をもとに見込みを算出。

③居住系サービス（1月当たり）

サービス名	内容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）を利用していた人を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
施設入所支援	障害者支援施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

共同生活援助、施設入所支援については、実績値が計画値を上回っており、自立生活援助については、利用実績はありませんでした。

単位：人（実利用人数）

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ （見込み）
自立生活援助	0	0	1	0	1	0
共同生活援助（グループホーム）	30	31	31	36	32	35
施設入所支援	17	21	16	23	16	19

※令和2年度は4月から9月までの実績をもとに見込みを算出。

④相談支援（1月当たり）

サービス名	内容
計画相談支援	障害のある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成、一定期間ごとに計画内容の見直し等を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害のある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障害のある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

計画相談支援については、平成30年度・令和元年度ともに実績値が計画値を上回っており、地域移行支援、地域定着支援については、ほぼ見込み通りとなっています。

単位：人（実利用人数）

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
計画相談支援	14	16	15	18	16	15
地域移行支援	1	1	1	1	1	0
地域定着支援	1	1	1	0	1	0

※令和2年度は4月から9月までの実績をもとに見込みを算出。

⑤障害児福祉サービス（1月当たり）

サービス名	内容
児童発達支援	障害のある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
放課後等 デイサービス	就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、放課後等の居場所の提供等の支援を行います。
保育所等訪問 支援	保育所等を利用中の障害のある子どもが支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重症心身障害児等の重度の障害のある子ども等であって、外出することが著しく困難な障害のある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
医療型 児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。
障害児相談支援	サービスを利用する子どもに、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を 調整するコーディネ ーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な障害のある子ども（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けられることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。

児童発達支援については、減少傾向となっており、令和元年度以降実績値が計画値を下回っています。放課後等デイサービスについては、増加傾向となっており、令和元年度以降利用人数が計画値を上回っています。

単位：上段 人日（利用人数×利用日数）分、下段 人（実利用人数）

障害児相談支援については、人（実利用人数）

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、人（配置数）

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
児童発達支援	910	843	942	698	973	765
	87	94	90	76	93	61
放課後等デイサービス	620	493	651	639	682	668
	40	37	42	45	44	51
保育所等訪問支援	2	0	3	12	4	1
	2	0	3	2	4	1
居宅訪問型児童発達支援	0	0	4	0	4	0
	0	0	1	0	1	0
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	7	6	8	7	9	11
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	0	0	0	0	1	0

※令和2年度は4月から6月までの実績をもとに見込みを算出。

(3) 地域生活支援事業（必須事業）の実績

地域生活支援事業（必須事業）の実績は以下の通りです。

①理解促進研修・啓発事業（1年当たり）

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民等に対し、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

単位：実施の有無

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
理解促進研修・啓発事業	有	有	有	有	有	有

②自発的活動支援事業（1年当たり）

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

単位：実施の有無

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
自発的活動支援事業	有	無	有	無	有	無

※令和2年度は4月から9月までの実績をもとに見込みを算出。

③相談支援事業（1年当たり）

サービス名	内容
障害者相談支援事業	障害のある人やその保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、福祉施設や病院から地域への移行支援や地域における生活を支援します。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な機関として、総合的な相談支援のほか、地域移行の促進、虐待防止等の取り組みを行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	専門職員を基幹相談支援センターに配置し、相談支援事業者への指導や地域移行の促進等の取り組みを行い、相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	保証人がいない等の理由で賃貸住宅への入居が困難な障害のある人に対し、必要な調整や、家主への相談・助言等を行います。

単位：実施の有無

障害者相談支援事業については、か所（実施事業所数）

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
障害者相談支援事業	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	無	無	無	無	無	無

※令和2年度は4月から9月までの実績をもとに見込みを算出。

④成年後見制度利用支援事業（1年当たり）

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が困難な障害のある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部についての補助を行います。

単位：件（利用件数）

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
成年後見制度利用支援事業	1	0	2	0	2	1

※令和2年度は4月から9月までの実績をもとに見込みを算出。

⑤成年後見制度法人後見支援事業（1年当たり）

サービス名	内容
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

単位：実施の有無

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
成年後見制度法人後見支援事業	有	無	有	無	有	無

※令和2年度は4月から9月までの実績をもとに見込みを算出。

⑥意思疎通支援事業（1年当たり）

サービス名	内容
意思疎通支援事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人、または聴覚や音声・言語機能に障害のある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの支援による社会参加の促進を図ります。 また、聴覚や音声・言語機能に障害のある人とのコミュニケーションをとるため、手話通訳者を役場の窓口に設置し、相談や情報提供の支援を行います。

単位：手話通訳者・要約筆記者派遣事業 件（利用件数）

手話通訳者設置事業 人（設置人数）

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	28	16	30	16	32	4
手話通訳者設置事業	0	0	0	0	0	0

※令和2年度は4月から9月までの実績をもとに見込みを算出。

⑦日常生活用具給付等事業（1年当たり）

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	特殊寝台やストーマ装具等の日常生活用具の給付や貸与により、在宅の重度の障害のある人の家庭における生活の不便を解消し、自立の促進と家族の介護負担の軽減を促進します。
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等の障害のある人の身体介護を支援する用具、並びに障害のある子どもが訓練に用いるいす等のうち、障害のある人及び介助者が容易に使用できるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置、その他の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害のある人が容易に使用することができるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計、その他の在宅療養等を支援する用具のうち、障害のある人が容易に使用することができるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、その他の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害のある人が容易に使用することができるもの。
排泄管理支援用具	ストーマ装具、その他の排泄管理を支援する用具、並びに衛生用品のうち、障害のある人等が容易に使用することができるもの。
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	障害のある人の居宅生活動作等を円滑にする用具のうち、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

単位：件（利用件数）

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ （見込み）
介護・訓練支援用具	2	2	2	1	3	6
自立生活支援用具	3	4	4	4	5	8
在宅療養等支援用具	3	3	4	2	5	8
情報・意思疎通支援用具	3	3	3	1	4	2
排泄管理支援用具	618	645	620	637	630	700
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	2	4	2	1	2	0
合計	631	661	635	646	649	724

※令和2年度は4月から9月までの実績をもとに見込みを算出。

⑧手話奉仕員養成研修事業（1年当たり）

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障害のある人の自立した日常生活または社会生活を営むため、市町村の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

単位：人（養成人数）

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ （見込み）
手話奉仕員養成研修事業	0	0	1	0	1	0

※令和2年度は4月から9月までの実績をもとに見込みを算出。

⑨移動支援事業（1年当たり）

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に、外出のための支援を行います。

単位：上段 時間、下段 人（実利用人数）

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ （見込み）
移動支援事業	2,460	1,909	2,542	1,606	2,706	1,095
	30	28	31	27	33	11

※令和2年度は4月から9月までの実績をもとに見込みを算出。

⑩地域活動支援センター事業（1年当たり）

サービス名	内容
地域活動支援センター事業	在宅の障害のある人が通い、創作的活動または生産活動の機会の提供を受け、社会との交流等を行います。

単位：上段 箇所、下段 人（実利用人数）

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ （見込み）
地域活動支援センター事業	2	2	2	2	2	2
	13	14	14	14	15	12

※令和2年度は4月から9月までの実績をもとに見込みを算出。

(4) 地域生活支援事業（任意事業）の実績

地域生活支援事業（任意事業）の実績は以下の通りです。

①日中一時支援事業（1年当たり）

サービス名	内容
日中一時支援事業	活動場所が必要な障害のある人等に、活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練を行います。

単位：人（実利用人数）

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
日中一時支援事業	27	27	28	29	30	14

※令和2年度は4月から9月までの実績をもとに見込みを算出。

②更生訓練費給付事業（1年当たり）

サービス名	内容
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人に、更生訓練費を支給することで社会復帰の促進を図ります。

単位：件（利用件数）

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
更生訓練費給付事業	1	0	1	0	1	0

※令和2年度は4月から9月までの実績をもとに見込みを算出。

③知的障害者職親委託制度事業（1年当たり）

サービス名	内容
知的障害者職親委託制度事業	知的障害のある人を一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことにより、就職に必要な素地を与えると同時に雇用の促進と職場における定着性を高め、福祉の向上を図ります。

単位：人（実利用人数）

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
知的障害者職親委託制度事業	1	1	1	0	1	0

※令和2年度は4月から9月までの実績をもとに見込みを算出。

④身体障害者自動車改造助成金交付事業（1年当たり）

サービス名	内容
身体障害者自動車改造助成金交付事業	身体障害のある人が就労、通学及び通院に伴い自動車の運転を必要とする場合に、その自動車の改造に要する経費を助成することにより、身体障害のある人の社会参加の促進を図ります。

単位：件（利用件数）

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
身体障害者自動車改造助成金交付事業	1	0	1	0	1	1

※令和2年度は4月から9月までの実績をもとに見込みを算出。

⑤身体障害者自動車操作訓練事業（1年当たり）

サービス名	内容
身体障害者自動車操作訓練事業	身体障害のある人の就労等社会活動への参加を促進するため、自動車の運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

単位：件（利用件数）

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績※ (見込み)
身体障害者自動車操作訓練事業	1	0	1	1	1	0

※令和2年度は4月から9月までの実績をもとに見込みを算出。

⑥障害者虐待防止対策支援（1年当たり）

サービス名	内容
障害者虐待防止対策支援	障害者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応、その後の障害のある人及び養護者への適切な支援を行うため、障害者虐待防止センターをやすらぎ福祉課に設置し、障害者虐待防止に対する普及・啓発、関係機関の協力体制の整備や支援体制の強化を図ります。

単位：実施の有無

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
障害者虐待防止対策支援	有	有	有	有	有	有

3 各種調査結果からみる現状と課題

本計画の策定にあたっては、以下の調査を実施するとともに、これまでの本町の取り組みを検証し、課題と今後の方向性を整理しました。

◇福祉に関するアンケート調査

町内にお住まいの障害のある人の生活や福祉サービスの利用状況などを把握するため、アンケート調査を実施しました。

調査対象者	町内在住の障害者手帳所持者から650人を無作為抽出
調査期間	令和2年9月1日～9月15日
調査方法	郵送配布・郵送回収
回収結果	408件 有効回収率62.8%

◇団体・事業所ヒアリング調査

関係団体や事業所からみた本町の現状・課題の把握、今後の方向性等の検討に向けた基礎資料とするため、団体・事業所ヒアリング調査を実施しました。

調査対象	団体調査：町内で活動している関係団体 事業所調査：町内の障害のある人が利用している事業所
調査期間	令和2年9月10日～9月24日
調査方法	ヒアリングシートによる記入方式
回収結果	団体調査：2件（配布数：2件） 事業所調査：21件（配布数：22件）

課題1 障害に対する理解促進

◆現状・調査結果

<p>障害福祉の動向</p>	<p>○平成28年に「障害者差別解消法」が施行され、障害のある人に対する不当な差別的取り扱いの禁止に加えて、合理的配慮の提供が行政機関には法的義務、民間事業者には努力義務として位置づけられた。</p> <p>○令和元年に「読書バリアフリー法」が施行され、視覚障害のある人等の読書環境について、計画的な整備の推進が示された。</p>									
<p>アンケート調査結果</p>	<p>○日常生活において、差別や偏見を「感じる」と回答した割合は前回調査時よりも少なくなっているが、手帳種類別にみると、療育や精神で「感じる」が4割台となっている。</p> <p><アンケート調査結果></p> <table border="1" data-bbox="584 698 1286 831"> <thead> <tr> <th></th> <th>今回調査</th> <th>前回調査（H26）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>感じる</td> <td>23.3%</td> <td>28.8%</td> </tr> <tr> <td>感じない</td> <td>66.5%</td> <td>57.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※感じる：「よく感じる」と「ときどき感じる」の合計。 感じない：「ほとんど感じない」と「まったく感じない」の合計。</p> <p>○差別や偏見を感じる場面として、「人間関係」が最も高く、次いで「街の中での視線」「店などでの対応・態度」となっている。</p>		今回調査	前回調査（H26）	感じる	23.3%	28.8%	感じない	66.5%	57.7%
	今回調査	前回調査（H26）								
感じる	23.3%	28.8%								
感じない	66.5%	57.7%								
<p>団体・事業所ヒアリング調査結果</p>	<p>○偏見や差別の解消に向けた研修会等を開催してほしい。</p> <p>○障害のある人の自立した生活に向けて、地域住民への啓発活動、交流会等が必要。</p> <p>○学校等において、障害に対する理解促進等の教育が必要。</p>									
<p>庁内検証結果</p>	<p>○広報紙に障害に関する特集を掲載したり、手話講習会を開催したりするなど、障害に対する理解促進を図った。</p> <p>○「やすらぎふれあいフェスタ」や「ふれあいキャンプ」を開催し、地域との交流、理解促進を図るとともに、関係機関と連携し、学校における福祉施設の訪問や障害者疑似体験等を実施するなど福祉教育を推進した。</p> <p>○町ホームページの改修に際し、アクセシビリティに配慮した設計とした。</p>									

障害に対する理解がまだ不十分であることから、引き続き障害に対する理解促進、障害のある人との交流機会の充実を図っていく必要があります。また、障害への理解促進とともに、障害の特性に応じた情報提供の充実や情報アクセシビリティの向上に取り組むことが必要です。

課題2 地域での生活を支える支援体制の確保

◆現状・調査結果

<p>障害福祉の動向</p>	<p>○平成28年に「成年後見制度利用促進法」が施行され、制度の利用促進が図られるとともに、地方公共団体に成年後見制度利用促進計画の策定が努力義務として位置づけられた。</p> <p>○平成30年に「障害者総合支援法」「児童福祉法」が改正され、多様なニーズや障害のある人が自身の望む地域での生活を支援するため、新たなサービスが創設された。</p>						
<p>アンケート調査結果</p>	<p>○住み慣れた地域で生活するために必要な支援として、自宅で安心して医師の診察が受けられること、在宅サービスが適切に利用できることが高くなっている。</p> <p>○主な介助者の年齢は、60歳以上が5割を超えている。</p> <p>○今後のサービス利用意向は、「居宅介護」が最も高く、次いで「短期入所（ショートステイ）」となっている。</p> <p>○誰もが安心して暮らせるまちづくりのために必要なことについては、「保健・医療・福祉サービスの充実」や「相談体制の充実」が高くなっている。</p> <p>○成年後見制度の認知度は前回調査時と大きな変化はない。</p> <p><アンケート調査結果></p> <table border="1" data-bbox="584 958 1286 1048"> <thead> <tr> <th></th> <th>今回調査</th> <th>前回調査（H26）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知っている</td> <td>23.0%</td> <td>22.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※知っている：「よく知っている」と「多少は知っている」の合計。</p>		今回調査	前回調査（H26）	知っている	23.0%	22.1%
	今回調査	前回調査（H26）					
知っている	23.0%	22.1%					
<p>団体・事業所 ヒアリング調査結果</p>	<p>○緊急時における受け入れ体制のさらなる整備が必要。</p> <p>○地域生活拠点等の整備の推進が必要。</p> <p>○障害のある子どもや発達に遅れ、つまずきのある子どもとその保護者を支援するための社会資源の整備が必要。</p> <p>○生まれ育った地域で過ごせるようなサービスが整備されるとよい。</p> <p>○ギャンブル等の依存症、自殺対策を含む精神保健に関する取り組みの充実（普及・啓発等）が必要。</p> <p>○発達障害や強度行動障害、依存症等の専門的な知識・支援力の底上げが必要。</p> <p>○福祉人材の確保・育成が課題。</p>						
<p>庁内検証結果</p>	<p>○基幹相談支援センターが設置されたことで相談支援体制の充実が図られた。また、家庭支援総合センターや子育て世代包括支援センター、地域包括支援センター等の関係機関と連携し、切れ目のない支援を推進した。</p> <p>○保健・医療については、保健所や事業所と連携し、地域（在宅）における支援を図った。</p>						

障害のある人の地域移行、地域生活の継続に向けて、相談支援体制の整備やサービス提供体制の確保、保健・医療体制の整備が必要です。サービスの提供にあたっては、圏域にないサービス提供体制や人材の確保に加えて、専門性の高いニーズへの対応も課題であり、人材の育成に向けた取り組みが必要です。

また、障害のある子どもや発達に課題がある子どもについて、関係機関との連携により、低年齢時からの切れ目のない支援体制の構築を引き続き図ることが必要です。

課題3 就労支援の充実・社会参加の促進

◆現状・調査結果

障害福祉の動向	<ul style="list-style-type: none"> ○平成28年に「障害者雇用促進法」が改正され、雇用分野における障害のある人に対する差別の禁止、障害のある人が職場で働く際の合理的配慮の提供義務が規定された。また、令和元年の改正では、地方公共団体に障害者活躍推進計画の策定義務が示された。 ○平成30年に「障害者文化芸術推進法」が施行され、障害のある人による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保、文化芸術活動を通じた交流の促進等が示された。 ○法定雇用率については、平成30年に水準が引き上げられるとともに、精神障害のある人が障害者雇用義務の対象に加わった。
アンケート調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ○安心して働ける環境づくりのために必要なこととして、企業の障害者雇用への理解、上司や同僚の障害への理解や、通勤手段の確保が高くなっている。 ○今後のサービス利用意向は、療育で「就労継続支援（A型・B型）」、精神で「就労定着支援」が最も高くなっている。
団体・事業所ヒアリング調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ○障害の特性に応じた就労の場の確保が必要。山間部等で交通手段がないことが就労に影響しているケースもある。 ○積極的な優先調達等を依頼したい。 ○「障害のある人が作ったから」ではなく、売れる物を作るための指導・協力がほしい。
庁内検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ○圏域において、就労継続支援事業所は増加しているが、就労移行支援事業所が圏域内にないことが課題。 ○就労支援について、民間企業との連携がとれていないため、今後どのように連携していくか協議が必要。 ○「やすらぎふれあいフェスタ」を通じて圏域事業所利用者による作品展示等を行い、障害のある人の文化芸術活動の推進を図った。 ○身体障害者福祉連盟において、フライングディスク講習会が開催されるなど、障害の有無に関わらず誰もが楽しめるスポーツ活動の推進を図った。

障害のある人の就労促進に向けて、障害のある人が障害の特性やそれぞれの適性に合った仕事に就くことができ、継続して就労できるような支援体制の構築が必要です。また、経済的自立に向けた工賃向上のための販路拡大等の取り組みも必要です。

文化芸術活動、スポーツ活動、余暇活動等において、障害の有無に関わらず参加できるような場や気軽に参加できる環境づくりが必要です。また、各活動を通じた地域等との交流機会の拡充を図ることも必要です。

課題4 安心して暮らせる生活環境の整備

◆現状・調査結果

<p>障害福祉の動向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○近年、全国的に様々な自然災害が発生していることや、南海トラフ地震等の備えに向けて、引き続き防災・災害対策の推進が必要。 ○平成30年に「ユニバーサル社会実現推進法」が施行され、ユニバーサル社会の実現に向けた諸政策の策定が示された。 ○国では、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として地域に参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながる「地域共生社会」の実現をめざしている。
<p>アンケート調査結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○誰もが安心して暮らせるまちづくりのために必要なことについては、「災害時の避難体制・支援体制の整備」が2番目に高くなっている。 ○災害時に困ることについては、「避難場所まで行けない」が最も高くなっているほか、避難所における医療的ケアに関する不安、障害に対応した避難所の設置なども高くなっている。また、療育では緊急時の情報入手方法や周囲との意思疎通も高くなっている。
<p>団体・事業所 ヒアリング調査結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人やその家族の高齢化、地域移行の推進により、グループホームの充実に加えて、賃貸等も含めた居住の場の確保が必要。 ○公営住宅への入居支援、地域での自立した生活に向けた家賃補助制度があるとよい。 ○清水方面に住んでいる人に対して、サービス利用事業所への送迎を含めた移動支援が必要。 ○防災に関する研修や災害時要援護者登録制度の広報、対象者の拡充が必要。 ○災害時における障害児者専用の避難所が整備されるとよい。
<p>庁内検証結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「和歌山県福祉のまちづくり条例」に基づいた設計になるよう、県との連携を図りながら、施設の新築、改修等に際して協議・指導等を行った。 ○地域における居住の場の確保として、圏域でのグループホームの整備や居住支援法人との連携が必要。 ○災害対策について、地域と連携して最新の要援護者の情報を共有するとともに、個別計画が必要な人に対しては支援計画を立てるなど、災害時の支援体制づくりに努めた。

地域で安心して暮らしていくために、障害のある人の福祉施設からの地域移行を見据えた住まいの場の確保・整備や移動支援の充実が必要です。

また、安心して暮らせるまちづくりのために、多くの人々が災害時の避難体制・支援体制の整備が必要と考えており、避難所生活に対しても様々な不安を抱えていることがうかがえることから、災害支援体制のさらなる整備や、日頃からの地域の支え合いの推進が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障害者基本法第1条には、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」と規定されており、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会をめざしていくことが求められています。

本町においても、人口の減少や高齢化の進行、療育手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者の増加、支援の必要な子どもの増加等、障害のある人を取り巻く環境は変化しており、より一層の福祉の充実が求められています。

障害のある人が、必要な支援を受けながら、自らの意思に基づき社会のあらゆる活動に参加することができる環境づくりを進めるとともに、各々の個性が尊重され、誰もが自らの能力を活かして自己実現を図り、地域で安心して暮らしていくことのできる社会を築いていくことが必要です。

本計画では、このような社会の実現に向け、障害のある人の社会的障壁を除去し、地域全体の理解・協力のもとで、一人ひとりの状況に応じて地域での生活や社会参加に必要な支援を受けることができるよう、前回計画の基本理念を継承し、「健やかで安らぎ、心豊かなまち ありだかわ」をめざしていきます。

【基本理念】

健やかで安らぎ、心豊かなまち
ありだかわ

2 基本原則

(1) 地域社会における共生等

共生社会の実現のためには、障害の有無に関わらず、同じ人権を持つ人として認められ、人間らしく暮らし、生きる権利があることが重要です。本町においては、障害者基本法第3条に基づき、以下のことをめざします。

- ①障害のある人みんなが、社会の一員として、社会、経済、文化等すべての分野の活動に参加できるようにします。
- ②障害のある人みんなが、どこで誰と生活するのかを自分で選択し、地域社会において他の人々と共生できるようにします。また、それを妨げられることのないようにします。
- ③障害のある人みんなが、手話等の言葉や、点字、指点字、触手話、要約筆記、筆談、分かりやすい言葉等、必要なコミュニケーションの方法を選択することができるようにします。また、情報を手に入れ、利用する方法を選択できるようにします。

(2) 差別の禁止

本町では、障害者基本法第4条に基づき、以下のように啓発し、差別をなくすこと、差別をすることのないように努めていきます。

- ①障害のある人を障害を理由に差別し、その人の権利を認めないということを禁止します。
- ②障害のある人の能力や活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁の除去について、合理的な配慮がされるよう推進します。

3 各分野に共通する視点

(1) 自己決定の尊重と意思決定支援

障害のある人は、自らの意思に基づき社会に参加する主体であり、障害者施策の策定及び実施にあたっては、障害のある人の家族も含めて意見を聴き、その意見を尊重することが必要です。また、障害のある人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう支援に努め、意思疎通のための手段を選択する機会の提供に努めます。

(2) 当事者本位の総合的な支援

障害のある人が日常生活または社会生活で直面する困難に着目し、自立と社会参加の支援という観点に立って障害者施策が推進される必要があることを踏まえ、障害のある人が生涯を通じて切れ目のない適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、教育、雇用等の各分野の関係機関が連携して支援します。

(3) 障害特性等に配慮した支援

障害者施策は、性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じた支援の必要性を踏まえて策定及び実施する必要があります。発達障害、難病、高次脳機能障害といった外見から分かりにくい障害については、住民の理解の促進を図り、障害のある人が地域において、自立した生活を送れるよう支援の充実を図ります。

(4) アクセシビリティの向上

障害の有無に関わらず、すべての住民がその能力を最大限に発揮しながら安心して生活できるようにするため、障害のある人の活動を制限し、社会参加を制約している障壁の除去を進め、社会のバリアフリー化を促進し、施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさ（アクセシビリティ）の向上を図ります。

(5) 就労の支援

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには就労が必要であり、その適性に応じた能力を発揮することができるよう、福祉、教育、労働の各分野の連携を強化し、総合的な施策の推進に取り組みます。また、就労が困難である人についても、福祉的支援を受けながら就労系事業所で得た自らの収入と障害年金で自立した生活ができるよう、支援の充実を図ります。

(6) 総合的かつ計画的な取り組みの推進

障害のある人が地域や施設で安心して暮らせるよう、必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、支援体制の整備を進めます。また、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策等、障害者施策に関係する他の施策、計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。

4 施策の体系

基本理念

健やかで安らぎ、心豊かなまち ありだがわ

障害者計画（第4章）

1. 相互理解の促進

- (1) 啓発・広報活動の推進
- (2) 障害への理解・交流の促進
- (3) 情報バリアフリー化の推進
- (4) 情報提供の充実

2. 住み慣れた地域で暮らし続けるための支援体制の整備

- (1) 相談体制の整備
- (2) 権利擁護の推進
- (3) 保健・医療の充実
- (4) 障害のある子どもへの切れ目のない支援の充実
- (5) 障害福祉サービスの充実

3. 自立した生活・社会参加に向けた支援

- (1) 総合的な就労支援施策の推進
- (2) 雇用の拡大
- (3) 文化芸術活動・スポーツ等の振興

4. 安心して暮らせる生活環境の整備

- (1) 住みよいまちづくりの促進
- (2) 住環境の整備
- (3) 防災対策の推進
- (4) 防犯対策の推進
- (5) 地域福祉の推進

第6期障害福祉計画（第5章）

第2期障害児福祉計画（第6章）

第4章 障害者計画

1 相互理解の促進

(1) 啓発・広報活動の推進

事業・施策	内容	担当課
各種メディアの活用	広報紙や町ホームページ、SNS等を積極的に活用し、障害の理解に向けた啓発・広報に努めます。	やすらぎ福祉課 企画調整課
「障害者週間」等の周知	「障害者雇用支援月間」(9月)、「障害者週間」(12月3日～12月9日)、「人権週間」(12月4日～12月10日)の周知を図ります。また、これらの機会を活用し、障害者用駐車スペース確保の啓発や、「やすらぎふれあいフェスタ」等を開催し、障害への理解を深めます。	やすらぎ福祉課 社会教育課

●数値目標

項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
広報紙・ホームページ、SNS等 を活用した啓発件数	26件	29件	32件

(2) 障害への理解・交流の促進

事業・施策	内容	担当課
学校等における福祉教育の推進	総合的な学習の時間やボランティア活動等を活用し、障害のある人の生活体験を通じた障害への理解促進等の福祉教育を推進します。	こども教育課
学校等における交流活動の推進	施設、事業所等の関係機関や団体と連携し、児童・生徒が福祉施設を訪問するなどの交流機会を設けます。	こども教育課
地域社会における交流活動の推進	地域において、障害の有無に関わらず、積極的に住民同士の交流を深めることができるよう、関係団体と連携しながら、各種交流活動の推進に努めます。また、交流活動等を通じた障害に対する理解促進に努めます。	やすらぎ福祉課
講座・講習会、各種福祉関連イベントの開催	障害に関する理解を深めるための講座・講習会や、障害の有無に関わらず様々な人が参加・交流できるイベントの開催及び開催支援を行います。	やすらぎ福祉課
指導者の育成支援	文化芸術活動、スポーツ等、各種交流活動に関する経験や専門知識を持った指導員の育成に努めます。	やすらぎ福祉課

●数値目標

項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
やすらぎふれあいフェスタの参加者数	来館者数： 1,014人 講演会参加者数： 42人	来館者数： 1,116人 講演会参加者数： 50人	来館者数： 1,217人 講演会参加者数： 60人
手話講習会の実施回数	69回	69回	69回
障害に関する福祉学習を実施している学校数	13校	12校※	12校※

※西ヶ峯小学校の休校のため1校減で目標値を設定。

(3) 情報バリアフリー化の推進

事業・施策	内容	担当課
障害の特性に配慮した情報伝達手段の充実	活字文章読み上げ装置の設置や手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣、ヒアリングループの貸出し等、障害に配慮した情報提供や情報伝達手段の充実に努めます。	やすらぎ福祉課
読書環境の整備の推進	町内の図書館において、点字図書や音声読み上げ対応の電子書籍、オーディオブック等を充実させ、視覚障害のある人等の読書環境の整備に努めます。	社会教育課
各種福祉奉仕員の養成支援	視覚や聴覚に障害のある人の活動を支える幅広い人材の確保を図るため、ガイドヘルパーや手話通訳、要約筆記等を行う各種福祉奉仕員の育成に努めます。	やすらぎ福祉課

●数値目標

項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
手話通訳者・要約筆記者派遣事業の実利用人数(利用団体数)	個人：2人 団体：4団体	個人：3人 団体：5団体	個人：4人 団体：5団体
電子図書館の蔵書冊数 (タイトル数)	2,553件	2,750件	2,900件

(4) 情報提供の充実

事業・施策	内容	担当課
障害福祉サービス等の 情報提供の充実	広報紙や町ホームページ、SNS等を活用し、障害福祉に関する制度や障害福祉サービスの周知を図ります。	やすらぎ福祉課 企画調整課
窓口及び団体・事業所等 での情報提供体制づくり	障害児者サポートブックの配布や障害者手帳交付時、各種手続き申請時を利用し、情報提供を行います。また、事業所や団体、医療機関等、障害のある人の身近な場所にパンフレットを配置するなど様々な機会において情報の提供に努めます。	やすらぎ福祉課

●数値目標

項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
障害児者サポートブックの配布 件数	180 件	200 件	220 件

2 住み慣れた地域で暮らし続けるための支援体制の整備

(1) 相談体制の整備

事業・施策	内容	担当課
相談窓口の充実	担当課における相談対応の充実に努めるとともに、庁内各関係分野や家庭支援総合センター、子育て世代包括支援センター、地域包括支援センターと連携し、相談窓口の充実に努めます。	各課
	手話講習会・研修会等への職員の参加促進を図り、障害の特性に応じた窓口対応の充実に努めます。	やすらぎ福祉課
	委託している相談事業については、夜間や休日対応が実施されており、引き続き安心できる相談体制の充実に努めます。	
相談支援の充実	基幹相談支援センターを中心とした各相談機関の連携による相談支援体制の強化・充実に努めます。	やすらぎ福祉課
地域における相談活動の充実	身体障害者・知的障害者相談員や相談支援事業所の相談員、民生委員・児童委員等に必要な情報の提供を行うとともに情報交換の場を設け、地域での相談機能の強化を図ります。	やすらぎ福祉課
	民生委員・児童委員等の地域の身近な相談先の周知を行います。	

●数値目標

項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
手話講習会への職員の参加人数	7人	7人	7人
基幹相談支援センターにおける相談件数	217件	240件	270件

(2) 権利擁護の推進

事業・施策	内容	担当課
虐待の防止	関係団体・関係機関からなるネットワークを活用し、障害のある人や子どもに対する虐待の防止に努めます。虐待が発生した場合には、迅速かつ適切な対応を行うとともに、再発防止に向けた課題の共有、改善に取り組みます。	やすらぎ福祉課 健康推進課 (家庭支援総合センター)
	障害のある人や子どもに対する虐待の早期発見に向けて、住民に相談窓口の周知を行います。	
権利擁護の推進	福祉サービス利用援助事業を実施している社会福祉協議会や、相談支援事業者等の関係機関と連携し、支援を必要とする人にサービスの利用機会が適切に与えられるよう努めます。	やすらぎ福祉課
成年後見制度の普及・利用促進	判断能力が不十分な知的障害や精神障害のある人、高齢者の権利を守ることができるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関を設置し、成年後見制度の普及・啓発に努め、制度の利用促進を図ります。	やすらぎ福祉課 長寿支援課

●数値目標

項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
成年後見制度の利用件数	54 件	60 件	65 件
障害者虐待防止センターにおける相談受付件数	3 件	4 件	5 件

(3) 保健・医療の充実

事業・施策	内容	担当課
健康づくりの推進	定期的な健康相談、運動教室の開催や個別保健指導により、健康管理に関する情報提供を行い、障害につながる生活習慣病の予防や改善の機会提供に努めます。	健康推進課
健康診査の充実	国民健康保険加入者を対象として、特定健康診査、特定保健指導を実施します。 また、がん検診と特定健康診査のセット健診や生活スタイルに合わせた受診体制の整備、健診後のフォロー体制の充実に努めます。	健康推進課
医療・リハビリ体制の充実	有田医師会、有田歯科医師会と連携し、住民が必要なときに適切な治療を受けることができるよう、診療機能の向上を働きかけます。	健康推進課
	医療機関等と連携し、医学的なりハビリテーション基盤の充実に努めます。	
	医療的ケアを必要とする人や重度の心身障害のある人に対する支援体制の整備を図ります。	やすらぎ福祉課 健康推進課
難病患者への支援	湯浅保健所や相談支援事業者等と連携し、難病患者とその家族の療養上の不安や介護負担の軽減、適切な在宅支援に向けた保健・医療・福祉の連携による地域ケア体制の充実に努めます。	やすらぎ福祉課 健康推進課
発達障害のある人への支援	各関係機関が連携し、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実に努めます。	やすらぎ福祉課 健康推進課
医療的ケアを必要とする人への支援	医療的ケアを必要とする人の支援体制の充実に努めるとともに、医療的ケアへの対応が可能な事業所の確保に努めます。	やすらぎ福祉課 健康推進課

事業・施策	内容	担当課
精神保健福祉施策の推進	関係機関と連携し、精神障害のある人や、その家族に対する相談支援体制の充実、居場所づくりや家庭訪問等の実施による在宅支援を図ります。また、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症対策について、依存症に対する理解促進や関係団体と連携した当事者支援を行います。	健康推進課
	「有田圏域いのち支えあいプラン」に基づき、精神疾患等に対する適切な支援の提供に努めます。	
医療費助成制度の実施	「障害者総合支援法」による自立支援医療の給付や、重度心身障害者医療費助成を実施します。	やすらぎ福祉課 住民課

●数値目標

項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
特定健康診査受診率	36.3%	40.0%	45.0%
医療的ケアの提供が可能な事業所数	1か所	増加	増加
自立支援医療(育成医療・更生医療)給付件数	育成医療: 8件 更生医療: 96件	育成医療: 11件 更生医療: 105件	育成医療: 14件 更生医療: 115件

(4) 障害のある子どもへの切れ目のない支援の充実

事業・施策	内容	担当課
障害の早期発見・ 早期療育	妊婦・乳幼児健康診査の充実により、障害の早期発見に努め、疾病及び障害の予防・軽減を図ります。また、必要な子どもが早期に療育を受けることができるよう、支援体制の整備を図ります。	健康推進課
相談体制の充実	保護者の妊娠・出産・育児に関する悩みや不安を解消し、障害のある子ども一人ひとりの育ちを支援できるよう、助産師・保健師及び母子保健推進員による訪問を継続して実施するとともに、相談窓口の充実や関係機関の連携強化を図ります。	やすらぎ福祉課 健康推進課
障害のある子どもに対する保育の充実	一人ひとりの特性や状況等に応じて適切な保育や支援を受けられるよう、関係機関と連携し、支援体制の充実及び就学に向けた環境整備に努めます。	こども教育課 健康推進課
学校教育の充実	一人ひとりが適切な教育を受けられるよう、特別支援学級の設置、施設のバリアフリー化等、よりよい教育環境の整備に努めます。	こども教育課
	特別支援学級や小・中学校において、特別な支援を必要とする児童・生徒を担当する教職員を対象に研修等を開催し、資質向上を図ります。	
	障害の有無に関わらず、児童・生徒同士の交流を促進し、インクルーシブ教育システムへの理解が深まるよう、特別支援教育の推進及び啓発を進めます。	
特別支援教育の推進	教育、医療、福祉、保健、就労の関係機関の連携を深め、乳幼児期から就労に至るまで一貫した支援体制の整備を図ります。	こども教育課 健康推進課
	特別支援員の配置による個別支援を行い、一人ひとりの障害に応じた教育的支援の充実を図るとともに、校内支援体制の充実に努めます。	こども教育課
就学・進路指導體制の充実	関係機関と連携し、子どもの状況に適した就学・進路指導を行います。	こども教育課

事業・施策	内容	担当課
遠距離通所における補助制度の活用	広報紙等を利用し、「有田川町障害児通所施設遠距離通所補助金交付制度」による補助の周知を図ります。	やすらぎ福祉課

●数値目標

項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
保育所等訪問支援実施人数	2人	2人	3人
療育相談・そだちの相談件数	251件	275件	300件
小・中学校における支援学級・支援学校との交流回数(延べ回数)	30回	30回	30回
教職員に対する研修の実施回数	2回	2回	2回

(5) 障害福祉サービスの充実

事業・施策	内容	担当課
障害福祉サービスの適切な給付及び質の向上	サービス等利用計画・障害児支援利用計画に基づき、一人ひとりに合った適切なサービス提供を行います。また、事業所と連携し、サービスの質の向上に努めます。	やすらぎ福祉課
地域生活支援事業の充実	障害のある人が地域において自立した生活ができるよう、移動支援事業や日中一時支援事業等の地域生活を支援する各種事業の充実に努めます。	やすらぎ福祉課
補装具費の支給	身体上の障害を補う用具の購入・修理費を支給します。	やすらぎ福祉課
施設・作業所への支援	施設・作業所への情報提供や授産製品のPR活動、福祉関連事業に関する人材育成等の各種支援を図るとともに、事業実施にあたっての連携・情報共有体制づくりに努めます。 「障害者優先調達推進法」の方針に基づき、作業所等の成果物や労働等の役務について、利用するよう役場内での周知・啓発に努めます。	やすらぎ福祉課

●数値目標

項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
施設・作業所への支援回数	5回	7回	9回

3 自立した生活・社会参加に向けた支援

(1) 総合的な就労支援施策の推進

事業・施策	内容	担当課
就労支援体制の充実	障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、一人ひとりの状況に応じた就労支援や相談支援を行います。	やすらぎ福祉課
	特別支援学校等の関係機関によるネットワークを形成し、就労前から就労後までの一貫した就労支援体制づくりに努めます。	
トライアル雇用事業の活用	ハローワークや事業所と連携し、障害者試行雇用事業(トライアル雇用事業)の周知・活用促進に努めます。	やすらぎ福祉課
ジョブコーチ制度の活用	安定的な雇用に向けて、職業適応援助者(ジョブコーチ)の利用を積極的に推進し、障害のある人の職場適応への適切な助言を行います。	やすらぎ福祉課
職場への移動・通勤支援	働く意欲と能力を持った障害のある人が企業で働けるよう、運転免許証の取得や自動車改造の費用の助成により、通勤・移動手段の確保に努めます。	やすらぎ福祉課
	在宅の障害のある人で、2km以上の距離を公共交通機関を利用し、障害者支援施設等に通所するために要する費用を助成する「有田川町障害者施設通所交通費助成金交付制度」を周知し、利用を促進します。	
福祉的就労の充実	障害のある人一人ひとりが障害の状態や状況等に応じた就労の場を確保できるよう、施設や作業所等との一層の連携強化に努めます。	やすらぎ福祉課
	「障害者優先調達推進法」により、施設や作業所からの物品等の調達を図り、施設や作業所の工賃向上に向けた取り組みを支援します。	

●数値目標

項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
福祉施設から一般就労への移行者数	1人	3人	3人
就労移行支援事業の実利用人数	2人	3人	3人

(2) 雇用の拡大

事業・施策	内容	担当課
民間企業への啓発・雇用拡大の促進	障害者雇用率制度や就労を支援する各種制度の周知、企業への障害に対する理解促進を図り、障害のある人の雇用拡大をめざします。	やすらぎ福祉課
	ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等と連携し、民間企業における就労の包括的支援及び企業に対する障害者雇用に関する相談体制の充実を図ります。	
公的機関における雇用拡大の推進	「有田川町障害者活躍推進計画」に基づき、公的機関における障害のある人の雇用を推進します。	総務課

●数値目標

項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
有田川町役場における障害者雇用率	2.03%	2.60%	2.60%

(3) 文化芸術活動・スポーツ等の振興

事業・施策	内容	担当課
文化芸術活動の推進	「やすらぎふれあいフェスタ」での作品展示や物品販売、舞台発表をはじめ、障害のある人や障害のある人々の団体等による、文化芸術活動を推進します。	やすらぎ福祉課
	障害のある人が講演会等に参加しやすくなるよう、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。	
スポーツ活動の推進	障害の有無に関わらず誰もが楽しめるスポーツ活動の普及を図るとともに、スポーツ講習会等を開催し、参加者の拡大に努めます。	やすらぎ福祉課

●数値目標

項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
やすらぎふれあいフェスタへの参加事業所数	14 事業所	15 事業所	16 事業所
イベント等への手話通訳者・要約筆記者の派遣件数	6 件	9 件	12 件
スポーツ講習会への参加人数	20 人	23 人	26 人

4 安心して暮らせる生活環境の整備

(1) 住みよいまちづくりの促進

事業・施策	内容	担当課
ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたまちづくり	「和歌山県福祉のまちづくり条例」に基づき、建築物や公園、道路、住宅等の整備を行うとともに、公共施設におけるユニバーサルデザインへの配慮を行います。 また、住民に対し、ユニバーサルデザインの考え方について、普及・啓発を図ります。	やすらぎ福祉課 建設課 こども教育課
公共施設等の整備・改善	公共施設等の身体障害者用トイレ、オストメイト対応のトイレやエレベーター、スロープ等の設置、改善を推進します。 また、公共施設及び民間事業所等における身体障害者用駐車場の確保に努めます。	やすらぎ福祉課
道路・交通安全施設の整備	歩道の拡幅や段差、傾斜の解消、白線等の誘導ラインや点字ブロックの設置等、安全な歩行空間が確保できるよう、道路施設の改良に努めます。	建設課
移動環境の整備	路線バスの既設路線について、事業者と協議を進めながら、コミュニティバスとの調整を図り、町内全体で交通網の見直しを図ります。	企画調整課 やすらぎ福祉課
	屋外の移動に支障のある障害のある人に対し、「移動支援事業」を推進するとともに、福祉タクシー券の給付を行います。	やすらぎ福祉課
	自動車運転免許取得や自動車改造費の助成等、移動・交通に係る各種助成制度の周知を図ります。	
	身体に障害のある人が、公共施設等を利用する際の身体障害者補助犬の普及・啓発に努めます。	
行政サービスにおける合理的配慮の提供	障害を理由として、公的な制度・サービスの利用が妨げられることのないよう、行政手続きにおける合理的配慮の提供を行います。	各課

●数値目標

項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
公共施設における身体障害者用 トイレ設置か所数	16 か所	17 か所	18 か所
移動支援事業の実利用者数	27 人	27 人	31 人

(2) 住環境の整備

事業・施策	内容	担当課
公営住宅における バリアフリー化	公営住宅のトイレ洋式化を推進します。また、公営住宅の建設・改修時には、高齢者や障害のある人等に配慮したバリアフリー化を推進します。	建設課
住宅改造費助成制度の 周知	住宅改造の経済的負担を軽減するため、住宅改造費助成制度の周知と利用促進を図ります。	やすらぎ福祉課
地域における生活場所 の確保に向けた支援	障害のある人の住み慣れた地域での暮らしの支援、入所施設から地域生活への移行に向けて、圏域で調整を行いながら、グループホーム等の整備や民間賃貸住宅、空き家の活用等、地域における居住の場の確保に努めます。	やすらぎ福祉課

●数値目標

項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
公営住宅におけるバリアフリー 化済み住宅の割合	0.0%	増加	増加
住宅改造費助成制度の利用件数	1 件	増加	増加

(3) 防災対策の推進

事業・施策	内容	担当課
地域における防災体制の強化	広報紙やパンフレット等を通じて、障害のある人を含めた地域全体の防災意識の向上を図ります。	やすらぎ福祉課 総務課
	地域の実情に合った自主防災組織の育成に努め、災害に強い地域づくりを推進します。	総務課
緊急時における支援体制の整備	地区を担当する民生委員・児童委員や自主防災組織と連携しながら、避難行動要支援者の把握・登録を行います。また、避難行動要支援者のうち、避難が特に困難な人においては、個別の支援計画を作成し、支援体制づくりに努めます。	やすらぎ福祉課
	防災無線やエリアメール、アプリ等による緊急時の情報伝達を行う等、障害のある人の状況に応じた情報提供を行います。	総務課
	障害のある人等、避難所において配慮を必要とする人に対し、避難所における各種支援や福祉避難所の設置に向けた検討を行います。	やすらぎ福祉課 総務課
	和歌山県が配信している、有田川町の気象情報、有田川水位情報、雨量情報、避難勧告などの情報を携帯電話やパソコンのメール機能で受け取ることができる「防災わかやまメール配信サービス」の防災メールへの登録を啓発し、情報を活用できるよう推進します。	総務課

●数値目標

項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
自主防災組織結成率（結成数）	97.1% (99 組織)	99.0% (101 組織)	100.0% (102 組織)
個別計画作成率	2.4%	3.0%	4.0%
福祉避難所指定か所数	11 か所	12 か所	13 か所

(4) 防犯対策の推進

事業・施策	内容	担当課
地域における防犯体制等の強化	地域での見守り活動を強化し、防犯体制の強化に努めます。 また、消費者被害の防止や成年後見制度の活用にも努めます。	やすらぎ福祉課 総務課 商工観光課

●数値目標

項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
成年後見制度の利用件数（再掲）	54 件	60 件	65 件
消費者啓発講座開催回数	5 回	5 回	5 回

(5) 地域福祉の推進

事業・施策	内容	担当課
住民参加による福祉のまちづくりの推進	自治会やボランティア団体等における地域福祉活動の充実を図るとともに、地域における福祉の人材育成や子どもたちの地域活動への参加を促し、住民参加による福祉のまちづくりを推進します。	やすらぎ福祉課 社会福祉協議会
	自治会や障害のある人々の団体、住民、NPO、民間企業等の連携強化を図り、障害のある人を社会全体で支える体制づくりを推進します。	
ボランティア活動の推進	社会福祉協議会と連携し、住民ボランティア活動の推進に向けて、ボランティア育成講座、意識向上のための啓発、公共施設の活用や活動費の助成等を行います。	やすらぎ福祉課 社会福祉協議会
障害のある人々の団体の育成・活動支援	障害のある人々の団体の主体性を尊重しながら、団体活動への支援を行います。	やすらぎ福祉課

●数値目標

項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
ボランティア登録者数	675人	708人	742人
障害に関する団体への補助金交付件数	2件	2件	2件

第5章 第6期障害福祉計画

1 成果目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の 基本指針	■地域移行者数：令和5年度末時点で令和元年度末の施設入所者の6%以上 ■施設入所者数：令和5年度末時点で令和元年度末の施設入所者の1.6%以上 削減
------------	--

《目標設定の考え方》

- 障害のある人の地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障害のある人のうち、自立訓練等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数を令和元年度末の23人から6%以上が移行することとし、移行者数は2人とします。
- 施設入所者数については、令和元年度末の23人から1.6%以上の削減と併せて、令和2年度時点の施設入所者数(19人)の見込みも踏まえ、令和5年度末時点の施設入所者の削減数は4人とします。

指標	目標値
施設入所者の地域生活への移行者数	2人
施設入所者の削減数	4人

《目標の達成に向けた方策》

- 障害のある人やその家族が、福祉施設から地域生活へ移行する際の不安が軽減されるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、各種在宅サービスの充実に努め、地域生活へ向けた支援体制を強化します。
- 有田圏域内でグループホームの整備等を行い、サービス利用者の調整を図りながら居住の場の確保に取り組めます。

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の
基本指針

- 令和5年度末までに各市町村または各圏域において、地域生活支援拠点等を1か所以上整備
- 地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証

《目標設定の考え方》

- 地域生活支援拠点等については、令和3年度に有田圏域で1か所整備予定です。
- 地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年3回運用状況の検証を行います。

指標	目標値
地域生活支援拠点等の整備数	1か所
地域生活支援拠点等の運用状況の検証回数	3回

《目標の達成に向けた方策》

- 有田圏域で連携・調整を図り、地域生活支援拠点等を整備するとともに、機能の充実に向けて、年3回運用状況の検証を行います。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

国の 基本指針

- 一般就労への移行者数：令和5年度末までに令和元年度の1.27倍以上
- 就労移行支援事業利用者の一般就労移行者数：
令和5年度末時点で令和元年度の1.30倍以上
- 就労継続支援A型事業利用者の一般就労移行者数：
令和5年度末時点で令和元年度の概ね1.26倍以上
- 就労継続支援B型事業利用者の一般就労移行者数：
令和5年度末時点で令和元年度の概ね1.23倍以上
- 就労定着支援事業利用者数：就労移行支援事業等を通じて令和5年度末時点で一般就労に移行する者の7割
- 就労定着支援事業の就労定着率：就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上

《目標設定の考え方》

- 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数については、令和元年度末の1人から1.27倍以上が移行することとし、目標値を3人とします。
- 就労移行支援事業利用者の一般就労への移行者数は、令和元年度末は0人でしたが、1.30倍以上が移行することという国の指針を踏まえ、目標値を1人とします。
- 就労継続支援A型事業利用者の一般就労への移行者数は、令和元年度末は0人でしたが、概ね1.26倍以上が移行することという国の指針を踏まえ、目標値を1人とします。
- 就労継続支援B型事業利用者の一般就労への移行者数は、令和元年度末は1人から概ね1.23倍以上が移行することとし、目標値を1人とします。
- 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者の7割が就労定着支援事業を利用することについて、令和元年度時点で有田圏域内に就労定着支援事業所がなく、国の指針通りの目標設定が困難なため、独自の目標設定として令和5年度末の目標値を1人とします。
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることについて、令和元年度時点で有田圏域内に就労定着支援事業所がないため、目標値を設定していません。

指標	目標値
福祉施設から一般就労への移行者数	3人
就労移行支援事業からの移行者数	1人
就労継続支援A型事業からの移行者数	1人
就労継続支援B型事業からの移行者数	1人
就労定着支援事業利用者数	1人
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	

《目標の達成に向けた方策》

- 有田圏域地域自立支援協議会の就労部会と関係機関との連携により、広域的な観点からの就労支援を引き続き実施します。
- 障害のある人の就労の場の確保や就労後の職場定着に向けた支援のため、関係機関と連携した就労支援を推進します。また、福祉施設を利用している障害のある人の一般就労に向けた支援を行います。
- 民間企業に対しては、就労部会やハローワーク等と連携し、障害のある人の雇用の啓発に取り組みます。また、合理的配慮の啓発等による働きやすい環境づくりを促進します。

(4) 相談支援体制の充実・強化等

国の
基本指針

■令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保

《目標設定の考え方》

- 基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談支援を継続して実施し、相談支援体制を強化する体制の確保を行います。

指標	目標値
相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確保	有

《目標の達成に向けた方策》

- 基幹相談支援センターを中心とした総合的・専門的な相談支援を継続して行うとともに、関係機関と連携し、地域の相談支援体制の強化を図ります。

(5) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の
基本指針

■令和5年度末までに、市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築

《目標設定の考え方》

- 令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制の構築をめざします。

指標	目標値
障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	有

《目標の達成に向けた方策》

- 障害福祉サービスに係る研修参加や事業所との情報共有等を行い、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築を図ります。

2 障害福祉サービスの見込量と確保方策

(1) 訪問系サービス

《見込量》

サービス名	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
居宅介護 重度訪問介護	618	644	670
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	48	50	52

単位：上段 時間、下段 人（実利用人数）
※数値は1月当たり

《確保方策》

- 個別の相談支援を通じて、必要なサービス量を把握し、事業所との連携を進めながらサービスの提供を行います。また、サービス提供事業者への情報提供や各種研修会への参加促進等のサービスの質の向上に向けた支援を行うことにより、見込量の確保を図ります。

(2) 日中活動系サービス

《見込量》

サービス名	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
生活介護	926	944	962
	50	51	52
自立訓練（機能訓練）	28	28	28
	3	3	3
自立訓練（生活訓練）	58	58	58
	4	4	4
就労移行支援	57	57	57
	3	3	3
就労継続支援（A型）	236	236	236
	11	11	11
就労継続支援（B型）	1,487	1,619	1,751
	79	86	93
就労定着支援	0	0	1
療養介護	7	7	7
短期入所（福祉型）	101	101	101
	9	9	9
短期入所（医療型）	28	28	28
	4	4	4

単位：上段 人日（利用人数×利用日数）分、下段 人（実利用人数）
 就労定着支援、療養介護については、人（実利用人数）
 ※数値は1月当たり

《確保方策》

- 就労系サービスの利用希望に対応するため、将来も含めて必要な見込量の確保に向けて、有田圏域自治体や事業者との調整に努め、サービス提供体制及びサービスの質の確保を図ります。
- 就労の場の確保や就労継続の支援等に加えて、就労定着支援事業所の確保に努め、総合的な就労支援の推進を図ります。

(3) 居住系サービス

《見込量》

サービス名	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
自立生活援助	0	0	1
共同生活援助（グループホーム）	37	39	41
施設入所支援	19	19	19

単位：人（実利用人数）

※数値は1月当たり

《確保方策》

- 自立生活援助については、サービス提供体制の確保を図ります。
- 障害のある人の住まいの場の確保のため、町内の物件の活用を進め、グループホームの整備を図るなど、地域生活への移行促進に取り組めます。
- 施設入所支援については、施設入所を必要とする障害のある人が安心して利用できるよう、地域移行も促進しながら、関係機関と連携し、見込量の確保に取り組めます。

(4) 相談支援

《見込量》

サービス名	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
計画相談支援	16	17	18
地域移行支援	1	1	1
地域定着支援	1	1	1

単位：人（実利用人数）
※数値は1月当たり

《確保方策》

- 一人ひとりに応じたサービス等利用計画の作成を円滑に行えるよう、相談支援事業者と連携を図り、相談支援人材の確保・育成を図ります。
- 地域移行の促進に向けて、地域移行支援や地域定着支援の利用促進を図ります。

3 地域生活支援事業の見込量と確保方策

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

《見込量》

サービス名	令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度見込み
理解促進研修・啓発事業	有	有	有

単位：実施の有無

《確保方策》

- 障害に対する正しい理解の促進を図るとともに、日常生活及び社会生活を営むうえで生じる社会的障壁の除去をめざし、当事者団体やボランティア団体等に働きかけ、交流活動・啓発活動の促進を図ります。
- 現在実施しているイベントや手話講習会について、継続して実施します。

②自発的活動支援事業

《見込量》

サービス名	令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度見込み
自発的活動支援事業	無	無	有

単位：実施の有無

《確保方策》

- 障害のある人が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人やその家族、地域住民による自発的な活動を支援します。
- 自発的活動に取り組む地域住民の声を聞き、支援のニーズ把握に努め、自発的活動を充実させるための支援を実施します。

③相談支援事業

《見込量》

サービス名	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
障害者相談支援事業	2	2	2
基幹相談支援センター	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化 事業	有	有	有
住宅入居等支援事業	無	無	無

単位：実施の有無、障害者相談支援事業については、か所（実施事業所数）

《確保方策》

- 基幹相談支援センターを中心に、総合的な相談支援、専門的な相談の実施に取り組むとともに、相談支援事業者への指導や研修を実施して相談支援体制を強化し、障害者相談支援事業の充実を図ります。
- 相談支援事業に関する周知を一層図るとともに、より多くの障害のある人やその保護者、介護者の様々な課題に対応し、地域移行や地域生活の支援に努めます。
- 住宅入居等支援事業について、入居等に関する相談については障害者相談支援事業等に対応します。

④成年後見制度利用支援事業

《見込量》

サービス名	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
成年後見制度利用支援事業	1	1	1

単位：件（利用件数）

※数値は1年当たり

《確保方策》

- 障害のある人の権利擁護を図り、成年後見制度の利用が困難であると認められる人に対して必要な支援を引き続き実施し、事業の利用促進に努めます。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

《見込量》

サービス名	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
成年後見制度法人後見支援事業	有	有	有

単位：実施の有無

《確保方策》

- 社会福祉協議会との連携を図り、法人後見活動を実施する団体への支援の充実を図ります。
- 事業の普及・啓発に努め、法人後見のニーズの発掘に取り組むとともに、法人後見を必要とするときに利用できる体制づくりを支援します。

⑥意思疎通支援事業

《見込量》

サービス名	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	16	17	18
手話通訳者設置事業	0	0	0

単位：手話通訳者・要約筆記者派遣事業 件（利用件数）、手話通訳者設置事業 人（設置人数）
※数値は1年当たり

《確保方策》

- 障害のある人の社会参加の促進に向けて、手話通訳者・要約筆記者派遣事業の提供体制の確保を図ります。
- 手話通訳者設置事業については特に見込んでいませんが、手話で日常会話ができる職員を養成します。

⑦日常生活用具給付等事業

《見込量》

サービス名	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
介護・訓練支援用具	6	6	6
自立生活支援用具	8	8	8
在宅療養等支援用具	8	8	8
情報・意思疎通支援用具	2	2	2
排泄管理支援用具	729	759	791
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1	1	1
合計	754	784	816

単位：件（利用件数）
※数値は1年当たり

《確保方策》

- 障害のある人の在宅生活を支援するため、事業の周知を図り、一人ひとりが必要とする日常生活用具の給付を継続して実施します。

⑧手話奉仕員養成研修事業

《見込量》

サービス名	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
手話奉仕員養成研修事業	1	1	1

単位：人（養成人数）
※数値は1年当たり

《確保方策》

- 聴覚に障害のある人の自立した生活の支援や交流活動の促進を図るため、日常生活程度の手話表現技術を有する手話奉仕員の養成研修を実施します。

⑨移動支援事業

《見込量》

サービス名	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
移動支援事業	1,841	1,841	1,841
	27	27	27

単位：上段 時間、下段 人（実利用人数）
※数値は1年当たり

《確保方策》

- 地域における自立した生活や社会参加の促進のため、屋外での移動が困難な障害のある人に対し、社会生活上必要な外出や余暇活動等のための外出への支援を継続して実施します。

⑩地域活動支援センター事業

《見込量》

サービス名	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
地域活動支援センター事業	2	2	2
	14	14	14

単位：上段 か所（地域活動支援センターの数）、下段 人（実利用人数）
※数値は1年当たり

《確保方策》

- 障害のある人の社会参加の場の確保の観点から、事業の周知と利用促進を図ります。また、サービス提供体制の確保を引き続き行います。

(2) 任意事業

①日中一時支援事業

《見込量》

サービス名	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
日中一時支援事業	31	33	35

単位：人（実利用人数）
※数値は1年当たり

《確保方策》

- ニーズの高いサービスであるため、必要な人が適正にサービスを利用できるよう、提供体制の確保を図ります。

②更生訓練費給付事業

《見込量》

サービス名	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
更生訓練費給付事業	1	1	1

単位：件（利用件数）
※数値は1年当たり

《確保方策》

- 事業の普及・啓発に努め、給付対象者の正確な把握により、利用促進を図ります。

③身体障害者自動車改造助成金交付事業

《見込量》

サービス名	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
身体障害者自動車改造助成金 交付事業	1	1	1

単位：件（利用件数）
※数値は1年当たり

《確保方策》

- 障害のある人の社会参加を支援するため、事業の周知・啓発に努め、利用促進を図ります。

④身体障害者自動車操作訓練事業

《見込量》

サービス名	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
身体障害者自動車操作訓練事業	1	1	1

単位：件（利用件数）

※数値は1年当たり

《確保方策》

- 事業の周知・啓発に努め、自動車の運転免許の取得を支援し、障害のある人の社会参加を促進します。

4 その他活動指標

(1) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の
基本指針

- 令和5年度末までに各市町村または各圏域において、地域生活支援拠点等を1か所以上整備
- 地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証

《見込量》

指標	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
地域生活支援拠点等の整備数	1か所	1か所	1か所
地域生活支援拠点等の運用状況の検証回数	3回	3回	3回

《取り組みの方向性》

- 地域生活支援拠点等については、令和3年度に有田圏域で1か所整備予定であり、今後は運用状況の検証・検討を年3回行い、機能の充実を図ります。

(2) 発達障害のある人に対する支援

国の
基本指針

- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数
- ペアレントメンターの人数
- ピアサポートの活動への参加人数

《取り組みの方向性》

- 本町では、支援プログラム等の実施はしていませんが、発達障害のある人に対する支援として、関係機関が連携し、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実に努めます。

(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ■精神障害のある人の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の利用者数を設定 ■保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 ■保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 ■保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
------------	---

《見込量》

指標	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
精神障害のある人の地域移行支援利用者数	1人	1人	1人
精神障害のある人の地域定着支援利用者数	1人	1人	1人
精神障害のある人の共同生活援助利用者数	8人	8人	8人
精神障害のある人の自立生活援助利用者数	0人	0人	1人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	30人	30人	30人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

《取り組みの方向性》

●精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、精神障害のある人の地域移行を支援する各種サービスの提供を行います。

また、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を設置し、圏域の関係者間での連携のもと、精神障害のある人の地域生活における支援体制の構築を図ります。

(4) 相談支援体制の充実・強化等

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施 ■ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 ■ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 ■ 地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数
------------	---

《見込量》

指標	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
総合的・専門的な相談支援の実施	有	有	有
訪問等による専門的な指導・助言件数	8件	9件	10件
相談支援事業者の人材育成の支援件数	42件	43件	44件
相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	61回	62回	63回

《取り組みの方向性》

- 基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施します。また、基幹相談支援センターにおいて、地域の相談事業者への訪問等による専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化の取り組みを実施します。

(5) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数の見込みを設定 ■ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数 の見込みを設定
------------	---

《見込量》

指標	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システムによる 審査結果の共有回数	0回	0回	1回

《取り組みの方向性》

- 障害福祉サービスに係る研修参加や事業所との障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有等を行い、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築を図ります。

第6章 第2期障害児福祉計画

1 成果目標

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

国の
基本指針

- 児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置
- 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村または圏域で構築
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保
- 医療的ケア児支援のための協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置
- 医療的ケア児等に関するコーディネーターを各市町村または圏域で配置

《目標設定の考え方》

- 児童発達支援センターについては、既に2か所設置しています。
- 保育所等訪問支援については、既に圏域で利用体制を整備しています。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスについては、既に圏域で各1か所設置しています。
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、既に設置しているため、引き続き適切な支援の継続を行います。
- 医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、令和5年度末までの配置をめざします。

指標	目標値
児童発達支援センターの設置数	2か所
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	有
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	各1か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有

《目標の達成に向けた方策》

- 児童発達支援センターについて、より利用しやすい体制の整備に取り組みます。
- 有田圏域内において保育所等訪問支援を実施する事業所の整備を推進するとともに、関係機関との連携を深めながら、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を推進します。
- 有田圏域で関係機関との協議を進め、圏域で重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを実施する事業所の充実を図ります。
- 医療的ケア児支援のための協議の場については、引き続き有田圏域で保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の連携を深めながら情報の共有や課題の検討を行います。

2 障害児福祉サービスの見込量と確保方策

(1) 障害児福祉サービス

《見込量》

サービス名	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
児童発達支援	884	911	939
	95	98	101
放課後等デイサービス	852	994	1,164
	60	72	82
保育所等訪問支援	12	12	12
	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	4	4	4
	1	1	1
医療型児童発達支援	0	0	0
	0	0	0
障害児相談支援	15	19	23
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	0	0	1

単位：上段 人日（利用人数×利用日数）分、下段 人（実利用人数）
 障害児相談支援については、人（実利用人数）
 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置については、人（配置数）
 ※数値は1月当たり

《確保方策》

- 障害のある子どもが必要な支援を地域で受けることができるよう、相談支援専門員の質の向上に努めるとともに、関係機関と支援に関する情報の共有を推進することで、適切なサービスの提供に努めます。
- 利用者が増加傾向にある、児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、身近な地域で支援が受けられるよう、引き続き提供体制の確保を図ります。
- 関係機関が連携して情報を共有し、ライフステージに応じた切れ目のない支援に努めるとともに、障害のある子どもだけでなく、障害のある子どもを療育する家族のサポートに努めます。
- 医療型児童発達支援については、圏域にサービスを提供できる事業所がないため数値を見込んでいませんが、必要に応じて提供体制の確保及び支援を行います。
- 医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、有田圏域で令和5年度末までの配置をめざします。

第7章 推進体制

1 地域住民・事業者・行政の協働による計画の推進

障害福祉の推進は、地域住民、サービス提供事業者、行政、ボランティアグループ、教育機関、保健・医療機関、NPO等、様々な団体等の協働によって実現します。

障害のある人が地域社会で安全・安心な生活を営んでいくためには、地域住民の協力が重要になります。また、障害のある人自らの意思に基づいた社会参加の促進にあたっては、サービス提供事業者が果たす役割もますます大きくなっています。

本計画を推進し、障害のある人のニーズに合った施策を展開するためには、住民をはじめ、地域の関係団体等とのさらなる協働が必要です。地域の関係団体と相互に連携を図り、地域の支援のネットワークを強化するなど、計画の着実な推進に向けた取り組みを展開し、障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりを推進します。

2 一人ひとりの障害特性に沿った相談・支援体制の実施

障害のある人が必要とする支援は、障害の種類や家庭・生活状況、就労の有無等によって一人ひとり異なります。地域住民やサービス提供事業者、行政は、それらを踏まえ、一人ひとりに沿ったきめ細やかな相談・支援を実施していく必要があります。

障害のある人への理解の促進に努め、障害の有無に関わらず誰もが地域で安心して暮らしていくことができるよう、地域全体で相互に支え合う基盤づくりや社会参加の促進、支援体制等の充実を図ります。

3 計画の管理と評価

計画の進行管理にあたっては、管理手法の基本的な考え方である「PDCA」サイクルを取り入れ、評価・検証を行います。本計画(Plan:計画)に基づいた事業の実施状況(Do:実施)について、計画推進における課題や取り組みの妥当性に関する評価(Check:点検・評価)を担当課や関係部署において毎年度行い、その結果を次期計画の策定委員会における計画見直しの基礎資料として活用(Action:改善・見直し)することで、新たな計画の策定(Plan)につなげ、継続的な改善に取り組みます。

資料編

1 有田川町障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画 策定委員会設置要綱

平成18年9月29日

告示第68号

改正 平成24年3月30日告示第13号

平成29年9月29日告示第23号

(設置)

第1条 有田川町障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画(以下「福祉計画」という。)の策定に当り、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、有田川町障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他関連する事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体関係者
- (3) 障害福祉事業関係者
- (4) ボランティア団体関係者
- (5) 行政関係者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(任期)

第6条 委員の任期は、福祉計画の策定が終了するまでの間とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、やすらぎ福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示第13号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成29年9月29日告示第23号)

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

2 有田川町障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画 策定委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

氏名	所属
片畑 進之	有田川町議会
橋本 章	有田川町民生委員児童委員協議会
玉置 勝	有田川町身体障害者福祉連盟
上裕 勇	有田川町障害児者父母の会
吉井 弥生	社会福祉法人和歌山県福祉事業団 サポートセンターゆい
杉谷 修	社会福祉法人おもと会 おもと園
山崎 貞子	社会福祉法人きびコスモス会
巽 都喜彦	NPO法人 ふれあい作業所
市川 江美	社会福祉法人ひまわり福祉会 おひさま園
岩上 太郎	社会福祉法人有田川町社会福祉協議会
富山 眞紀	有田川町こども教育課
東 有加	有田川町健康推進課

3 計画策定の経過

年 月 日	内 容
令和2年9月1日（火）～ 9月15日（火）	福祉に関するアンケート調査の実施
令和2年9月10日（木）～ 9月24日（木）	関係団体・事業所ヒアリング調査の実施
令和2年11月9日（月）	第1回有田川町障害者計画・第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画策定委員会 ○現行計画の評価・検証について ○有田川町障害者計画・第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の骨子案について ○策定スケジュールについて
令和2年12月23日（水）	第2回有田川町障害者計画・第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画策定委員会 ○障害者計画の素案について ○第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の素案について
令和3年1月12日（火）～ 2月10日（水）	パブリックコメントの実施
令和3年2月22日（月）	第3回有田川町障害者計画・第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画策定委員会 ○パブリックコメントの結果について ○有田川町障害者計画・第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画（案）について

4 用語集

用語（五十音順）	内 容
アクセシビリティ	アクセスのしやすさ、利用のしやすさのことを表す。「情報アクセシビリティ」は、障害のある人や高齢者等の年齢・身体的条件に関わらず、ホームページ等で提供される情報や機能を誰もが支障なく利用できるようにすることを表す。
意思疎通支援事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人、または聴覚や音声・言語機能に障害のある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの支援による社会参加の促進を図る事業。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に、外出のための支援を行う事業であり、地域における自立した生活や余暇活動等への社会参加の促進を図る。
医療型児童発達支援	障害のある子どもに日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行うサービス。
医療的ケア	たんの吸引や経管栄養の注入等、日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為のこと。従前は看護師や家族が行っていたが、近年の制度改正により、一定の研修を受講すれば介護職員等もたん吸引等を行うことができるようになっている。
インクルーシブ教育システム	人間の多様性の尊重等の強化、障害のある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組みのこと。障害のある人が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担う。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施する。
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介護等を行うサービス。
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行うサービス。

用語（五十音順）	内 容
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	障害のある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害等の重度障害により外出が著しく困難な障害のある子どもに対し、居宅を訪問して療育支援を行うサービス。
計画相談支援	障害のある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成や、一定期間ごとに計画内容の見直しを行うサービス。
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人に、更生訓練費を支給することで社会復帰の促進を図る。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行うサービス。
合理的配慮	障害のある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限の原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮。
在宅療養等支援用具	透析液加温器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等。
施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行うサービス。
児童発達支援	障害のある子どもに日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行うサービス。
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援する。
社会的障壁	障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるもの。障壁には、利用しにくい施設や制度、障害のある人の存在を意識しない慣習、偏見等が含まれる。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障害のある人等に、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行う。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うサービス。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護や外出時における移動支援等を総合的に行うサービス。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

用語（五十音順）	内 容
就労継続支援 （A型＝雇成型・ B型＝非雇成型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害のある人を対象に、相談を通じて生活面の課題を把握し、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けた支援を行うサービス。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人とのコミュニケーションをとるため、手話通訳者を役場の窓口に設置する。
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人、または聴覚や音声・言語機能に障害のある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣する。
手話奉仕員養成研修 事業	聴覚に障害のある人との交流活動の促進のため、市町村の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行う。
障害支援区分	障害のある人の障害の多様な特性やその他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す区分。最も支援が必要な区分6から区分1までの6段階があり、これにより受けられるサービスの種類等が決まる。
障害児相談支援	サービスを利用する子どもに、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行う。
障害者相談支援事業	障害のある人やその保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、福祉施設や病院から地域への移行支援や地域における生活を支援する。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等。
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。
自立支援協議会	障害福祉に関わる多種多様な問題に対し、障害のある当事者・団体、サービス提供事業者、教育機関等地域の関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うために、中核的な役割を果たすことを目的として設置されている協議会。
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）を利用していた人を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービス。
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等。

用語（五十音順）	内 容
身体障害者自動車改造助成金交付事業	身体障害のある人の社会参加を促進するため、就労、通学及び通院に伴い自動車の運転を必要とする場合に、その自動車の改造に要する費用の一部を助成する。
身体障害者自動車操作訓練事業	身体障害のある人の就労等社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成する。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービス。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行う。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が困難な障害のある人に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行う。
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排泄、食事の介護等を行うサービス。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害のある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う。
地域活動支援センター	障害の特性に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供のほか、社会との交流促進等支援が様々な形で行われる施設。
地域生活支援拠点等	障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域の実情に応じて整備を行う居住支援のための機能を持つ場所や体制のこと。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障害のある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。
地域包括ケアシステム	地域住民に対し、保健サービス、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の福祉サービスを、関係者が連携・協力して、一体的に提供する仕組みのこと。
知的障害者職親委託事業	知的障害のある人を一定期間、事業経営等を行っている個人にお預けし、職場体験を通じて、日常生活面の指導と就労に向けての技能習得訓練を行う。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行うサービス。

用語（五十音順）	内 容
日常生活用具給付等事業	障害のある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与する。
日中一時支援事業	活動場所が必要な障害のある人等に、活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練を行う。
排泄管理支援用具	ストーマ装具、紙おむつ等、収尿器。
ピアサポート	同じような共通項と対等性を持つ人同士の支え合いを表す言葉であり、障害のある人生に直面し、同じ悩みを経験してきたことを活かして仲間として支えること。
福祉的就労	一般就労が困難な障害のある人が、各種の就労のための訓練施設や作業所で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。
ペアレントトレーニング	保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障害の特性を踏まえたほめ方やしかり方等を学ぶことで、具体的にどのような対応ができるかを学習するためのトレーニング。
ペアレントプログラム	子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの行動を理解できるようにしたり、同じ悩みを持つ仲間を見つけたりすることを目的としたグループプログラム。
ペアレントメンター	発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた人のこと。同じ保護者の立場から自身の経験を活かし、発達障害のある子どもを育てている保護者等へのサポートを行う。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害のある子ども（今後利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行うサービス。
放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害のある子どもの放課後等の居場所を提供するサービス。
ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、様々な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインすること。
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行う。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うサービス。

有田川町障害者計画・

有田川町第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画

発行年月：令和3年3月

発行・編集：有田川町 やすらぎ福祉課

〒643-0153 和歌山県有田郡有田川町大字中井原 136-2

TEL：0737-22-4501 FAX：0737-32-3575